

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和3年12月3日(金)

午前10時02分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(14名)

議長	関 誠一郎 君	副議長	河原井 大介 君
	桜井 和子 君		三村 孝信 君
	加藤木 直 君		阿久津 則男 君
	猿田 正純 君		小林 祥宏 君
	藤咲 芙美子 君		杉山 清 君
	片岡 藏之 君		鯉 淵 秀雄 君
	菌 部 一 君		小 塚 孝 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野 修
副 町	長	仲 田 不二雄
教 育	長	高 岡 秀 夫
まちづくり戦略課	長	小 林 克 成
総 務 課	長	山 口 成 治
町 民 課	長	加 藤 孝 行
財 務 課	長	雨 宮 忠 芳
税 務 課	長	佐 藤 宰
健 康 保 険 課	長	飯 村 正 則
長 寿 応 援 課	長	稲 川 弘 美
福 祉 こ ど も 課	長	山 崎 栄 一
農 業 政 策 課	長	増 井 栄 一
都 市 建 設 課	長	大 津 好 男
下 水 道 課	長	所 克 実
会計課長(会計管理者)		久保田 和 美

水 道 課 長	阿久津 惠 三
農業委員会事務局長補佐	野 口 出
教育委員会事務局長	園 部 繁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
(1) 令和3年度第4回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

午前10時02分開会

開 会

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 本日の全員協議会は、来る12月7日に招集されます令和3年第4回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議いただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

本日の出席状況についてご報告いたします。全員出席でございます。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和3年第4回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、条例改正、条例制定、工事請負契約の締結、一般会計補正予算及び特別会計補正予算、令和2年度一般会計をはじめとする特別会計の決算認定について、政治倫理審査会の委員の選任についての議案30件についてご説明を申し上げます。また、令和2年度一般会計及び特別会計の決算認定につきましては、決算審査意見書の一部に修正が生じたため、決算審査意見書の一部を修正し、本定例会において提案するものです。

以上、概要をご説明させていただきました。詳細については担当課長よりご説明させていただきますので、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

協議事項

○議長（関 誠一郎君） これより会議に入ります。

会議次第に従い会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

執行部におきましては、自席で説明をお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

それでは、議案第74号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） それでは、議案第74号をご覧いただきたいと存じます。

議案第74号 城里町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。固定資産税の還付事務処理において予算計上が遅れたため、その責任として町長の令和4年1月の給料を10%減額するものでございます。

以上、議案第74号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第74号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第74号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第75号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 議案第75号をご覧いただきたいと存じます。

議案第75号 城里町移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。施設設置箇所の整合を図るため、町条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第75号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第75号説明資料1ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第75号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第76号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） それでは、議案第76号をご覧いただきたいと存じます。

議案第76号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。国民健康

法の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点につきましては、未就学児を対象とした軽減措置を追加するとともに、保険税の賦課方式を見直すものとなっております。

以上、議案第76号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第76号説明資料1ページから18ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第76号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第77号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 続きまして、議案第77号をご覧くださいと存じます。

議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点としましては、出産育児一時金の総額を維持するため、町負担額の上限を引き上げるものでございます。

以上、議案第77号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、議案第77号説明資料1ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第77号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） もう少し詳しいことが分かれば教えてほしいんですけども、大体概略的には分かるんですが、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） それでは、4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

この条例でございますが、産科医療補償制度というものがございまして、こちらの掛金が本年度まで1万6,000円ございました。来年度から1万2,000円に下がることとなりますので、そうしますと総体で42万円ほど支給している出産一時金の総額が減ってしまいますので、それを維持するために、42万円とするために、今回改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） いいです。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第78号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 議案第78号をご覧いただきたいと存じます。

議案第78号 城里町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。消防庁より消防組織法第37条の規定に基づく消防団員の処遇改善の通知を受け、令和4年4月1日より報酬基準を見直すため、町条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第78号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第78号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第78号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第79号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 議案第79号をご覧いただきたいと存じます。

議案第79号 城里町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を廃止する条例についてであります。茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を令和4年3月31日をもって廃止することから、町条例を廃止するものです。

以上、議案第79号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第79号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第80号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 議案第80号をご覧いただきたいと存じます。

議案第80号 城里町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてであります。下水道所業の法適化に伴い、地方公営企業法第4条の規定に基づき所要の条例を制定するものでございます。

以上、議案第80号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第80号説明資料1ページから9ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第80号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第81号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 議案第81号をご覧いただきたいと存じます。

議案第81号 城里町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定についてであります
が、下水道事業の法適化に伴いまして、地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定に
基づき、下水道事業における剰余金の処分に関し、必要な事項を定めるため、制定をする
ものでございます。

以上、議案第81号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げ
ます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第81号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第82号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第82号 工事請負契約の締結につきましてご説明させて
いただきます。

城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に
より、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的といたしまして、令和3年度常北保健センター空調設備更新等工事であ
ります。

2、契約の金額は9,097万円、うち消費税827万円であります。

3、契約の相手方は、茨城県東茨城郡城里町大字下坪1668番地2、株式会社金長設備工
業でございます。

4、契約方法につきましては、一般競争入札において、令和3年11月16日に実施いたし
ました。

入札の結果につきましては、議案第82号説明資料のとおりでございます。

現在は仮契約中であり、議会の議決をいただいて本契約となります。

以上、ご審議くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第82号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） この契約というよりも、ちょっと疑問なんです、保健福祉
センターですか、空調設備は随分前からいろいろやっているかと思うんですけれども、さ

らにこれだけかけて、9,000万もかけてやる事業とは、どういうものをやるのかちょっと説明いただきたいんですが。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 4番藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、保健福祉センターのほうの空調工事をずっとやっているというようなお話をされたと思うんですけども、実は保健福祉センターですが、平成12年11月に竣工いたしておりまして、そのときから今まで21年間にわたって一度も空調設備の更新ということはやっておりません。

それで今現在ですけれども、今回の工事の内容でございますが、常北保健福祉センターの空調設備の経年劣化及びそれに伴う改修工事というような内容になってございます。具体的には屋上の雨漏り防止工事及び正面入り口、玄関入り口のポーチの劣化に伴う改修工事が含まれているところでございます。

工事の内容ですが、屋上防水改修が943平方メートル、ベランダ防水改修が340平方メートル、玄関ポーチタイルの貼りかえが63平方メートル、その他空調改修に伴う天井の張りかえでございます。また、キュービクルの改修工事及び空調改修に伴う照明の付け替えも行う予定でございます。

あと、機械設備の改修でございますが、エアコンですね、室外機を7台、室内機を43台、こちらを更新する予定でおります。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今までのやっていた工事もろもろが補修で続けていたということなんでしょうか。かなりいろいろやっていたんだと思うんですけども、何かちょっと、このぐらいかかるのはしょうがないのかなと思うんですが、エアコン43台というの、全部買い替えるんですか。それとも全部空調、本元からの空調とかじゃなくて、一つ一つのところのエアコンを設置するということなんでしょうか。何かね、空調といっても、どういう形で工事されるのかなというのがちょっと見えないので、もうちょっと詳細をお願いできますか。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず交換するものは、屋上にある室外機を一式、あと43台の室内機でございますが、こちら設置から21年が経過しておりまして、かなり劣化しているものですから、こちら全部更新したいと思います。ただし、既存の配管及びダクト類の使えるものはそのまま再利用させていただく予定でおります。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今話を聞いていると、経年劣化という感じで、全部交換しますというような話なんだけれども、コミュニティセンターもやっとな、終わったばかりなのに、なぜ23年で壊れてもいないやつを経年劣化だからといって全部交換しますっていうような、今、本当にね、町にとって、国にとって、県にとって財政が厳しい折にこういうね、交換する、壊れたところから直していくというのが建前だと思うんですけども、どう思います、そういうの。配管はそのままほかのやつ全部交換するなんていうのは納得いかないですよ。配管だって劣化しているわけだから、やるんだったら全て交換でしょう、私から言わせれば。配管だけは残すなんていったら、漏れたら天井駄目になっちゃうでしょう、一気に。やるんなら、経年劣化で交換だというんだら、全て交換すべきでしょう、電気の配線から全て。そうじゃないと納得できないような気がするんですけども。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、本来であれば全部、全て空調設備類を新しくできればね、配管までできればいいんでしょうけれども、実際には経費の問題でかなり高くなってしまいます。

あと、なぜ21年ですけれども、21年たったら交換するかということなんですが、電子部品というのは、やはり部品を供給する年限が決まっております、じゃ25年も30年もメーカーのほうで、その20数年前に作った部品を製造しているかということ、そういうことではございません。車でも何でもそうですけれども、部品には、やはり供給年数というものがございまして、既に20年を経過しておりますので、もしも壊れた場合には新しい部品は入らないと、メーカーのほうからもくぎを刺されているところでございますので、そこはご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常にちょっと残念だなと思う。使えるやつを部品が供給できないからなんていったら、そうしたら車全て、公用車全部そういう形でいくんでしたら、何年間たったら、車を全部交換するんですか。今までの行政からすると、まずは壊れたところに代替で新しく付け替えて、壊れたものから交換してきているわけですよ。こういう全部交換だなんていうんだったら、配管から全て交換しなければ、配管だって劣化しているのにね、部品が出ないからなんて先走って交換するというのもおかしい。壊れたものから新しいやつに取り替えていけばいいことであって、修理を予測して21年たったやつを部品が出ないからなんていって修理しようとする考えが課長、おかしいんじゃないですか。21年たったやつ、修理するんですか、全て。車でも何でも、部品が出ないからといって、そういう説明ではちょっと納得いかないんだよね。全て劣化だというんだったら、配管から配線から全て劣化ですので、全部交換していただきたい。

○議長（関 誠一郎君） 健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 引き続き小坪議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

確かに全部交換できれば、繰り返しになっちゃいますけれども、いいんですけれども、やはり20年以上経過すれば、計画的に設備類については更新していくべきだと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） それが納得いかない。21年たったって、全部交換しているところはないんですよ。こういう1億円近くかけて、全部今の言葉が当てはまるんでしたら、桂の支所になっているところだの、体育館だの、公民館だのね、全部先にやるようでしょう、あそこの保健センターより先にできているんですから。桂の公民館にしたって。順番が違うと思うんだよね、劣化で直すというんだったら。

以上。

○議長（関 誠一郎君） 答弁よろしいですか。

○14番（小坪 孝君） いいよ。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第83号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議案第83号 茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定の廃止についてであります。近隣市町村と連携協力しまして定住促進や圏域全体の活性化を図ることを目的に平成28年7月に本協定を締結しまして、平成29年4月から広域連携事業を推進してきたところであります。今後より広い分野での連携が可能になる連携中枢都市圏へ移行するため、茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を令和4年3月31日をもって廃止するため、城里町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第83号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第84号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 議案第84号 いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約の締結についてであります。既にご承知のとおり、11月15日に水

戸市が連携中枢都市宣言をしたことに伴い、茨城県央定住自立圏の形成に関する協定により実施してきました広域連携事業について、令和4年度から、県央地域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る取組を実施することによりまして、県央地域が活力ある社会経済を維持し、町民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的に水戸市との間において、いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する協約の締結をするため、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、添付してございます資料のほうでご確認のほどお願いをしたいと存じます。また、これに関連します資料のほうも3点ほど添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第84号に対するご質問をお受けいたします。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） このいわゆる協定書というか、覚書というのを交わすんだと思うんですけども、これ具体的に書いている、この目的というものがあるんですけども、その目的の内容についてももう少し詳細に教えていただけますか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 8番河原井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど議案の中で、議案第79号等々で城里町の定住自立圏形成の協定に基づく各種事業を行ってまいりました。そうした中で、城里町としましては、この事業の中で目玉事業としまして、石塚・赤塚線を運行しているところでございます。そうした町民の利便等をさらに向上するために、資料のほうでもございますけれども、今後30事業について、水戸市はじめ9市町村と連携協力して、よりよい水戸を中心とした県央づくりに努めてまいる計画となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

〔「これ画面に出してほしいんですけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 大丈夫ですか。

〔「画面出ていないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） まだ説明しますか。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） じゃ補足ですみません。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、あと、補足で説明させていただきます。

添付資料のほうにもおつけしてございますいばらき県央地域連携中枢都市圏のビジョン

概要版というようなことで、資料のほうをつけさせていただいてございます。この中に今後進めていくべき事業等も掲載してございますので、その中で、先ほど申し上げました水戸市を中心としました9市町村も連携協力して、よりよい圏域を目指していくというようなことでございます。ご理解のほどお願いしたいと存じます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） この後のページをめくっていくと、様々な方向性というか目的、それから中身についてありますね、経済活動だったり観光、それから医療や介護、最後は職員の能力の強化に至るまで事細かに書いてあります。これ具体的に具現化するということになる、結構、9市町村が連携をしてやっていくと思うんですが、そういう話合いというのは、もう既にされているからここに出ているんだと思うんですけども、具体的にこれっていうのは、これ今現在はできていないと思いますよね、バスの運行がメインだというふうにおっしゃっていましたが。そうしますと、この方向性、段取りというか、これはいつ頃までに全部完結するような話で9市町村でお話合いがされていて、この協定を結ぶに当たって、これはあくまでも今のところは目標なんだと思うんですが、このロードマップ的なものというのは例えばどういうふうに作られているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。具体的にこれはまちづくり戦略課が先頭に立って、この町の代表者として他市町村の皆さんと一緒に議論をしていく話なんだろうと思うんですけども、どういった形で進めていくのか、イメージというか、雰囲気がちょっと分からないので、教えてくださいませんか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き8番河原井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この事業、まちづくり戦略課が全てやっていくというものではございませんで、今お示ししてございます1番からですね、ずっとめくっていただきますと、30事業ほどございます。それぞれの担当課において、9市町村が集まりを開催しましたり、ウェブ会議等々でその内容を一つずつ確認しながら詰めていったものでございます。

また、今後のスケジュールとしましては、ここにお示ししてございますように、今後素案はパブリックコメント等が実施されまして、その後、正式には12月、お認めいただければ、この内容で協定の締結ということになりまして、その後2月に正式なビジョンの作成、また、4月には、これから5年間、初年度としまして事業等を展開していくというようなスケジュールになってございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 分かりました。

向こう5年に向けて議論をしていくというお話なんだろうと思うんですけども、絵に描いた餅というか、結構書いている内容というのが抽象的というか、ちょっとざっくりしたイメージだと思いますが、それをきちっとこの経済活動、じゃ誰が経済活動の強化によって利益があるのかですよね。つまるところ、我々は町の議会ですから、町がどのような発展を遂げていくのかということを経済活動の強化と、自治体と連携しながらやっていくということなんです、そういうことについて今後きちっと話し合っていくということですか、もう少し今議論をしていく中で、この中の全部はなかなか難しいと思いますが、メインというか、幾つかあるんでしょうか。これは5年の先にはきちっとできているよという、そういうものはあるんでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 大きな目標としましては、ここにお示しをさせていただきますけれども、将来の目標人口というようなことで、2045年には65万人、これは65万人を維持するというようなお話になりますでしょうか。そういうことが一つ掲げられております。

また、各施策に、各施策といいますか、大項目等の施策にそれぞれK P I も設定してございますので、そのような中で現在の値、また、事業が終了します2026年度の目標値、これに向けて連携協力して、よりよい県央地域を目指して進めていくというようなことでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この町がですね、この協定というか連携することによって、町としてどのように発展するのか、どのように取り組もうとしているのかというのがやはり見えません。それで、主に重点的に置いているのはバスの運行というようなことを答弁をされてはいたけれども、私気になるのは、医療としてどうなのかなというところです。9市町村の中では、医療で病床を持っているところが、ほかみんな病床を持っている病院があるのに、病床を持っているところがないのは城里町だけなんですね。このことについて何か、このまま維持するものなのか、それとも何か考えているのか。もしこのところで産業、産業と、確かに産業を広めるのはいいですけども、医療的問題でどうしても納得いきません。今、救急医療で第1次的に運んでもらえるというのは、水戸市にほとんどお任せしたり、笠間にお任せしたりとかしていますけれども、そこら辺のところ、城里町としてどのように医療形成を考えているのか、ちょっと分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 個別具体的な施策等については担当課になるとは思いますが、今回この連携中枢都市圏の協約の中では、お示しをさせていただきます高度な医療サービスの提供というようなことで、この6番、周産期医療提供体制の維持確保、または医師確保事業というようなことで、なかなか単独市町村では経費の問題、その他問題を抱えておりますけれども、そういう事業を広域の中で連携して行っていきましょうというようなことで検討はされているところでございます。

説明は以上になります。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 答弁に苦しいのは分かりますけれども、医療関係がどうなっているのか、これはビジョン、ビジョンということでね、計画は立てます、周辺と連携していきますというのは分かるんですけれども、この町としてどういう計画があるのか、どういう対策を考えているのか。何かね、この中身を見ていると、非常に水戸市が都市化したというんでしたっけ、水戸市が中核都市宣言したということで、水戸市がほとんど中心になって、全てみんな水戸市に吸い込まれていくような、そんな感じがしてなりません。城里町として、どういう計画を持ってほかの中央の9都市圏から……、都市圏というか、笠間、これは小美玉、茨城町、大洗との連携ということなんですけれども、どういう形でこれが連携されるのかなということで、置いてけぼりを食ってしまうような、そういう不安を覚えております。そこら辺のところはどうなんでしょうか。この県央の協定について、賛成すべきなのかどうか、ちょっと私も考えてしまいますが、この町が発展するならば賛成もしたいと思っておりますけれども、何かビジョンというよりも、城里町としての独自の何か方策というか、そういうものが考えられればいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 私のほうからは到底お答えできるお話ではございませんけれども、ここにもお示しさせていただきますように、医療体制でも、単独市町村ではなかなか難しいというお話は先ほどもさせていただきました。そのような中で、やはり近隣の水戸市さんと連携協力しまして、あとは城里町としましては、水戸市に近いというような立地条件もございますので、そうした中で移住定住等に有利な施策を町単独では掲げていって、一人でも多く移住定住していただくのが一番ベストかなというふうには、私個人的にはですね、考えているところでございます。そのようなことでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第85号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

農業政策課長増井栄一君。

○農業政策課長（増井栄一君） それでは、議案第85号でございます。水戸地方農業共済事務組合の解散についてであります。県内3組合との合併により、解散することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第85号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この合併により、きめ細やかな住民サービスというようなことであつたんだと思うんですけれども、この合併によって解散をしてしまうということが、要するに住民は、これまでの住民の利益とか、それからサービスの低下とか、そういうものがちょっとどうなのかなという心配はあります。これから城里町としてどういう対策を考えているのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。何か合併をしてしまうと、本当に身近な一人一人の住民がどういう思いをしているのかというようなことが見えなくて、どこに行かなければならないのかというようなこともなかなか、手続するにしても、何かを求めるにしても、遠くまで行かなければならないとか、そういうようなことがあるんではないかなと思うんですけれども、この共済組合というのは手続上だけなんでしょうか。住民のサービスの影響はないんでしょうか。そこら辺のところを少しちょっと詳細、教えていただければと思うんですけれども。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

○農業政策課長（増井栄一君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

合併による住民サービスの低下等はないのかというご質問でございますけれども、これまでも共同処理の事務に関しましては、農業共済という事務に関して行っておりました。今回4組合が合併して新しく組織ができるわけですが、中身を簡略化するというものではございません。運営につきまして、共同に一括処理ということで、効率を目的とした合併でございますので、手続上だけで影響はないのかというようなことですが、実際に合併ということの手続で、業務の内容については影響はございません。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということは、ほとんど今までと手続上とかそういうものは変わらないということで認識してよろしいんでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

○農業政策課長（増井栄一君） 引き続きお答えさせていただきます。

これまでも農業共済につきましては、県内の各組合が茨城県の連合会という組織を基にして共済事業を行っておりました。これまでも行っていた形態が合併によって連合会とい

う組織で行っているというようなことについては変わりませんので、引き続き同じ業務が継続できるということで考えております。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第86号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

農業政策課長増井栄一君。

○農業政策課長（増井栄一君） 続きまして、議案第86号でございます。水戸地方農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についてであります。同組合が所有する財産を処分することについて協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第86号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 財産処分の協議と言いましたので、この財産処分をする前とした後の対照貸借みたいな、対照表というんですか、何か具体的なものがあればちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

○農業政策課長（増井栄一君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

タブレットのほうにご提示しております財産処分に関する協議書を別紙としておつけしております。新しいいばらき広域農業共済組合というような名称で予定しておりますが、こちらに帰属させるものとしまして、物品の車両、そのほか備品、電話加入権等の無形固定資産、拠出金が、先ほど前号の議案でお話ししました共済掛金と、それを補償するための拠出金というものを農業共済組合の連合会に帰属させる予定であります。そのほかこれ以外の財産の全ては、新しい組合に帰属となります。

続きまして、茨城町に帰属させるということで、建物、それと建物に付随しております空調機械等の設備、こちらについては茨城町にお返しといいますか、お返しすることで協議を進めている段階でございます。この議会の議決をもちまして、正式な協議となる予定でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今ここで示されました処分の備品とか車とかいろいろあるようですけれども、これを全部処分して、また新しく連合のものとして買うんでしょうか。合

併することでこれを全部処分しちゃうんですか。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

○農業政策課長（増井栄一君） このポインターのところの1番で、新しい組合に帰属させるということですので、こちらについては、新たに買うというのではなく、今あるものを新しい組合に持っていくというようなことでございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） じゃこの物品、いろいろトヨタ、日産、車ですね。ダイハツ、それから備品、顕微鏡とか、こういうものがありますけれども、これらは全て名前が変わるだけということなんではないでしょうか、連合というか、解散して何か名前が変わるんでしょうけれども、これが名前が変わって移動されるだけということで、中身は同じだということなんですか。

○議長（関 誠一郎君） 農業政策課長増井栄一君。

○農業政策課長（増井栄一君） 引き続きお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。農済水戸が仮称ですけれども、農済いばらきというような、名前が、表記は変わるかもしれないんですが、物については権利が移動することだけでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 分かりましたか。

○4番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第87号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算をご覧ください。

議案第87号 令和3年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページになります。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,249万8,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ107億3,891万9,000円とするものです。

第2条につきましては、継続費の補正を行うものです。

第3条につきましては、債務負担行為の補正を行うものです。

第4条につきましては、地方債の補正を行うものです。

続きまして、2ページになります。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入であります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に2,716万2,000円を増額するものです。主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の収入見込み増により追加するものであります。第2項国庫補助金であります。既定額に897万円を増額するものです。主なものは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補助金の収入見込み増により追加するものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額に422万8,000円を増額するものです。主なものは、自立支援障害児給付費負担金の収入見込み増により追加するものでございます。第2項県補助金であります。既定額に141万5,000円を増額するものです。主なものは、農業次世代人材投資資金の交付決定により追加するものでございます。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に9,484万4,000円を増額するものです。確定により、財政調整基金繰入金を追加するものでございます。

22款諸収入、5項雑入であります。既定額に487万9,000円を増額するものです。主なものは、町村会事業推進交付金の確定とその他の雑入を追加するものでございます。

23款町債、1項町債であります。既定額に100万円を追加するものです。公共施設等適正管理推進事業債として、長寿命化事業、桂公民館小会議室ほか天井張りかえ工事を追加するものでございます。

続きまして、3ページになります。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に3,338万2,000円を追加するものです。主なものは一般管理費で、退職手当組合特別負担金等でございます。2項徴税費であります。既定額に231万7,000円を追加するものです。主なものは、人件費の減と賦課徴収費で過誤納付金及び加算金の追加です。3項戸籍住民基本台帳費であります。既定額から138万9,000円を減額するものです。人件費を減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額に2,229万4,000円を追加するものです。主なものは、障害者福祉費と医療福祉費、高齢者福祉費の増によるものです。2項児童福祉費であります。既定額に1,259万2,000円を追加するものです。主なものは、保育所費で子ども・子育て支援交付金確定による返還金を追加するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額に2,410万1,000円を追加するものでございます。主なものは人件費の減、予防費のコロナウイルスワクチン関連委託費増により追加するものでございます。2項清掃費であります。既定額に30万円を追加するものです。主なものは、塵芥処理費で補償費を追加するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額に97万8,000円を追加するものです。主なものは、農業振興費で農業次世代人材投資資金を追加するものでございます。

6款1項商工費であります。既定額に4,440万6,000円を追加するものでございます。主なものは、観光施設費で道の駅移転整備事業に係る委託料の追加をするものです。

7款土木費、2項道路橋梁費であります。既定額に600万6,000円を追加するものです。主なものは、道路維持費で町道の維持補修工事を追加するものでございます。4項都市計画費であります。既定額に127万6,000円を追加するものです。主なものは、公園費で維持補修工事を追加するものです。5項住宅費であります。既定額に23万1,000円を追加するものでございます。主なものは、住宅管理費で公営住宅電算システム委託を追加するものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額から12万5,000円を減額するものでございます。主なものは、事務局費で共済費を減額するものでございます。2項小学校費であります。既定額に70万2,000円を追加するものです。主なものは、学校管理費で光熱水費及び通信運搬費の追加によるものです。3項中学校費であります。既定額に588万5,000円を追加するものです。主なものは、教育振興費で修学旅行負担金及び給付金を追加するものです。4項社会教育費であります。既定額から110万4,000円を減額するものです。主なものは、図書館資料館費の人件費の減額するものです。5項保健体育費であります。体育施設費の委託料を減額し、備品購入費を追加するものです。

11款1項公債費であります。既定額から935万4,000円を減額するものです。借入利率の変更に伴い、元金の追加と利子の減額をするものでございます。

続きまして、5ページになります。

第2表、継続費の補正の変更であります。

4款衛生費、2項清掃費におきまして、不燃性粗大ごみ処理施設及びストックヤード建設事業の令和4年度分を既定額から10億円減額し、総額1億7,400万円とするものです。

続きまして、6ページになります。

第3表、債務負担行為補正であります。債務を負担することができる事項に17件追加があったものを期間及び限度額を見込んで、6ページから7ページにお示しするものでございます。

続きまして、8ページ、第4表、地方債補正の変更であります。

上段になります。

合併特例債事業であります。限度額の7億9,110万円を7億6,070万円に減額するものです。

下段、公共施設等適正管理推進事業であります。限度額の5,070万円を5,170万円に増額するものでございます。

以上、令和3年度12月補正につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、9ページから24ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧いただきたいと思っております。

また、補足説明といたしまして、まちづくり戦略課及び町民課より詳細説明がありますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） それでは、資源ストックヤード建設工事についてご説明いたします。

まず、議案の補正についてですが、前回否決となりましたストックヤード建設工事の規模を縮小した設計を行うために、工事費から委託費へ予算の組替えを行ったものであります。縮小した内容としましては、破碎機とその周辺設備を取り除き、新聞、雑誌、段ボール、布類などのストックヤードを雨に濡れないように建物の中に入れた1棟を造るものです。

ストックヤード建設工事業での予算は、工事費のみの計上だったため、新たに新ごみ処理施設ストックヤード整備事業として実施設計書を作成するため、工事費から委託費への予算組替えとなりました。

もう1件、継続費の減額補正ですが、ストックヤード建設工事を縮小したことに伴い、10億円減額するものです。

実施設計書2,312万2,000円の内容は、実施計画の作成、造成工事の設計書の作成、ストックヤード建設工事設計書、外構工事設計書の作成となります。実施設計書委託と造成工事、ストックヤード建設工事を行った場合の合計額は約1億5,000万円です。前回はこの工事のほかに外構工事が入っていましたが、震災復興特別交付金の対象となる令和4年度までに外構工事が終わらないため、令和5年度に予定しましたので、外構工事の工事費は入っていません。1億5,000万の中で交付金を除いた町の実質負担額は約2,030万円となります。

最後に、解体後の跡地利用計画の必要性ですが、現在行われている環境センターの解体の事業費の総額ですが、2億7,170万円です。これに対して交付金約1億9,000万円が交付される予定ですが、申請している交付金は解体終了後、関連事業として位置づけられている跡地利用計画、今回ではストックヤード建設の事業までが終了しなければ交付されず、2億7,170万円が町の単独費で支払うことになってしまいます。ストックヤード建設工事業ができれば、解体工事の交付金1億9,000万円が交付され、建設工事業の実質的な負担額2,030万円を使っても、この下の式にありますが、2億7,170万円が解体の工事費プラス1億5,000万円が今回のストックヤードの工事費ですね。それから、解体の交付金1億9,000万円とストックヤード建設の交付金1億2,970万円を引いた金額1億200万円、解体と工事を合わせた実質的な負担額が1億200万円となります。ストックヤード建設工事をしなかった場合は、先ほども言いましたが2億7,170万円の町の単費の支払いとなり、建設工事を行えば1億6,970万円分、町の実質的な負担額が減ることとなります。

最後に、この金額はあくまで現時点ではじいたおおよその金額となります。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） ただいますみません、資料のほうを用意しますので、お待ちください。

〔資料準備〕

○まちづくり戦略課長（小林克成君） お待たせしました。

説明のお時間をいただき、ありがとうございます。

ここで、まちづくり戦略課所管分の道の駅移転整備に係る補正予算についてご説明をさせていただきます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。

まず、11月2日に開催しました第5回の城里町特産品直売センターかつら移転整備検討委員会におきまして、移転候補地を現在の道の駅の隣接地、今現在、道の駅がここにございまして、その隣接地ということで選定されました。この結果を受けまして、今後、この図でお示しました青色の場所に道の駅を移転していくというようなことで計画を進めてまいります。橋の架け替え工事、この丸印の部分がそれに影響する部分でございますけれども、この橋の架け替え工事に伴いまして、県がこれから道路用地の買収等に入ってくるわけでございます。その関係もございまして、道の駅候補地の用地、ちょうどこの辺の部分になりますかね、この用地がですね、この道路の買収と密接に関係することから、今回補正予算の中で商工費で調査委託料ということで、主に現況調査、地形測量、地質調査になります。2,553万1,000円、併せて基本設計業務委託ということで1,589万5,000円、合わせまして4,142万6,000円を計上させていただきました。何とぞご理解を賜りましてご審議のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

説明は以上になります。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第87号に対するご質問をお受けいたします。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 3点ちょっとお聞きしたいと思っています。まず、ストックヤード、それからかつら道の駅、修学旅行の件です、それ3点です、大きく。

まず最初なんですけれども、先ほど説明をいただいておりますが、ストックヤード、これここにも書いてありましたけれども、5ページですね、この継続費の補正のところ、令和4年度10億円の減額、ストックヤードの関係だということで、先ほどの資料で確認いたしました。それで、ちょっと説明のその文章が分からなかったんですが、このストックヤードの残額、7,000万の事業内訳とか、あとは今回のその事業でマイナス、町にとってはお得ですという、その数字の説明の資料ですか、先ほどの資料をちょっと開いてもらってもいいでしょうか、ストックヤードの。ストックヤードのほうをお願いします。

この前ですね、このページ、縦のこれですよ。ストックヤードを造る、これ1棟を造ると書いてあって、結局、設計費が、この補正予算の中で17ページ、今回の補正が約2,000万ぐらいなんですけれども、いずれにしてもそういった財源とかちょっとそういったところが分かりづらくなってしまっていて、今日頂いた資料なんで、ちょっと分かりづらくてあれなんですけれども、今回の令和4年度の10億円の減額という、もちろんストックヤード関係ということなんですけれども、これは残額、令和4年度の7,000万の事業内訳についてもう一度説明をいただきたいと思います。

そして、今回補正予算の設計委託費、事業費、令和3年度分で工事費と令和4年度分を合わせた事業費ですね、令和3年度分で約8,000万ぐらい、そして4年度分で7,000万ぐらい。そうすると都合約1億5,000万ということになると思うんですが、そういった数字でまずよろしいのか。

そして、そうなりますと設計費が少し高いような気がするんですが、そういったところを全体的にもう一度説明していただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

まず、設計費からいかせていただきます。

設計費の2,312万2,000円なんですけど、この根拠なんですけど、3者で見積りを取って一番低い金額のところを取って行って、この金額になりました。実施設計ですね。ストックヤードの実施設計……、実施設計の内容ですが、実施計画の作成、造成工事の設計書の作成、ストックヤード建設工事設計書の作成、外構工事設計書の作成となっています。1個の実施設計で幾つも設計しているので、その分ちょっと高く見えるのかなと思います。

あと、この1億5,000万円の内訳になります。

実施設計が先ほど言った2,312万2,000円、造成工事のほうですが、3,500万、建設工事9,187万8,000円で、これで合計で1億5,000万円になります。

それで大丈夫ですか。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 詰まるどころ、この設計費のところかというと1億5,000万の金額で足りるのかという形がまず疑問が湧くところであります。

同時に、補正予算17ページになるんですけども、その財源ですね。今回補正の約2,000万円、この財源というのはどういったところからなのか、もう一度ちょっと教えていただきたいと思います。

ペーパー資料を頂いているんですけど、この縮小したストックヤードの事業内容について、もう少し教えていただきたいんですが、面積、棟数、建物の構造、種類、そして設計の期間はいつまでであるのか、そういうところをちょっと分かる範囲で教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） それでは、資料なんですけど、すみません、画面に配置図のほうは出ていますかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） 右側が今解体している現環境センターの敷地になります。左側が今建設が終わった環境センターです。

右側上の部分、そのところにおよそ150平米の建物を建てる予定です。

あと、財源なんですけど、実施設計のほうでいいますと、交付金、循環交付金と震災復興特別交付金が入っています。一応、対象事業費30%で見えています。循環交付金が231万2,000円、震災復興特別交付金が439万2,000円、合併特例債交付措置金が1,076万3,000円、一般財源が565万5,000円となりまして、合計で2,312万2,000円となっております。

続いて、造成工事になります。

造成工事3,500万の内訳として、循環型交付金350万、震災復興特別交付金665万、合併特例債交付税措置1,629万2,000円で、そのうち一般財源として855万8,000円、合計として3,500万円となります。

ストックヤード建設工事のほうにまいます。

対象事業費を90%と見ております。

事業費として9,187万8,000円、循環型交付金はそのうち2,730万、震災復興特別交付金が5,187万円、合併特例債交付措置金が663万5,000円、一般財源として607万3,000円で、合計金額が9,187万8,000円となります。

○議長（関 誠一郎君） 終わりですか。

○町民課長（加藤孝行君） あと資料のほうで、事業の工程が載っているものがありますので、そちらのほうを、発注工程……

○2番（加藤木 直君） 議長、いいですか。ただいまの説明していただいたまち戦とストックヤードの件は、これは財源は、ちょっと今いろいろ聞いたんですけども、ちょっと分かりづらいので、後で全部細かく書いたものを、今言っていたやつあると思うんですけども、教えてください。一つ一つで結構ですから、書いたやつを渡してください、全員に。

○町民課長（加藤孝行君） それでは、工程表のほうの今出ていますかね。これでストックヤード実施設計のほうが今年中に発注したいと。それで、これが1月から大体7月まで設計がかかる予定です。それで、その間に造成工事、4月に発注できれば、4月。こちらは7月までの予定ですね。その間に建築確認申請のほうの期間があります。ストックヤード建設工事のほうは8月から9月の間に入札、10月から建設が始まる予定で、これが一応3月まで見えています。ということで、外構工事はこの後になるので、令和5年となります。以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 加藤木議員がおっしゃったように、ちょっと分かりづらいので、ペーパーを出していただければと思いますし、結論からいうと、2,000万の実設計で、1億5,000万以内の予算で、1億5,000万以内でストックヤードを造るという話ですよ。分かりました。

じゃそれはもう後で資料をいただくということにしますが、17ページなんですけど、4款で観光施設費、これはかつら道の駅、先ほどお話がありましたけれども、この観光施設の委託料の財源というのはどういったものになるんでしょうか。

幾つかちょっと聞きたいんですが、ポイントで、財源どうなのかということと、この橋の架け替えに係る事業であるとなると、移転補償費とか、国や県の支出金があってもよいのではないかと一般的には考えるわけですが、そういうことはどういうふうになっているのかちょっと教えてください。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 8番河原井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今現在、財政のほうにも今確認しましたら、一般財源だということで確認をさせていただきます。設計等々につきましては、そのようなことで確認をさせていただきます。起債等が入ってくると思うんですけども、後ほど確認をさせていただきます。

それと、移転補償費等々の問題が今お話がございましたが、今後、県の用地課のほうともその辺の協議は随時進めていくことになってございまして、まだ正式な移転補償費は幾らというようなことは算出はしてございません。今後、先ほど申し上げましたように、県のほうも我々と一緒に、1月下旬をめどに地元説明会を行っていくというようなことで、やっとなり等々のお話のほうに、橋の架け替えも、道の駅の移転もそうなんですけど、住民のほうに説明をしていくというような段階でございまして、まだ詳細に補償費が幾ら、移転費が幾らというようなことは算出はされてございません。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 建設検討委員会の中で、合併特例債を使ってやると。何か補償費をもらおうと合併特例債が使えないというような説明があったというやに聞いています。いずれにしても、普通もらうんじゃないのということなんですけど、いつ頃の予定とか、そういうことも分からない、金額も分からないという答弁だったと思います。

それで、基本的にこの調査を先に行ってから基本設計というのが筋道だろうというふうに考えるんですけど、これなぜ一緒に予算計上するのか、その理由をちょっと教えてください。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 8番河原井議員のご質問に引き続きお答えをさせ

ていただきます。

まず、調査委託料などでございますけれども、移転候補地が決まったというだけでありまして、まだ図面等、一切ございません。今、地形図ですね、測量関係は一切行ってございませんので、今後進めていく上では、用地の買収であったり、その他計画、税金の関係もございまして、事業認定を半年、1年かけて取っていくわけなんですけど、そのときにも、やはり地形図と正式な図面がないといけないというようなこともございまして、今回、測量調査、用地測量等々の委託料を計上させていただきました。

基本設計につきましては、ただいま申し上げましたように、それぞれの事業認定等々の申請の中でも、建物のはっきりとしたおおよその図面が必要というようなことでございまして、基本設計、実施計画等々、やはり約1年ぐらいはかかるかなというふうには考えてございます。

今回お願いしたのは、やはりこの機会を逃しますと暫定予算等々が生じてきまして、4月末、発注が6月末になるかなということもございまして、今回そのようなことで補正のほうを上げさせていただいたわけでございます。ご理解をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 何ていうのかな、これは補正ですよ。緊急性が必要だから12月にお金が欲しいですということで上げてくるわけですよ。本来であれば、これは当初予算で審議をして、予算審議をして、きちっとその中で気持ちよく予算の話合いができたほうが、1年以上かかるというお話が今ありましたので、そう考えると、今回の補正予算というのは一応3月の末までに事業を行うということで予算を組むわけですよ、年度内に。それが基本的なルールだと思うんですけども、それを超えていく、暫定予算が云々かんぬんはあると思うんですけども、4月まででもいいのかな。そもそも用地買収も何も終わっていない中において、その調査をするということがこれ可能なのかよく分からないんですけども、基本設計もそうなんです。基本的にこの調査の期間の日数はやはり1年ぐらいかかっていくということなんですけども、先ほど建設検討委員会の中でお話しされていたと聞いているんですけども、合併特例債を使うことによって、補償費にあまり重きを置いていないような思いがあるのかなと。

基本的に一般論としてですよ、橋が架かる、国道ですよ。補償費を頂いて、そのお金によって建物を建て直しますよということなんですけども、何を急いでいるのか分からないんですけども、どうして急いでいる、理由を教えてください。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き8番河原井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

何を急いでいるかといいますと、やはりこの事業、町単独でどんどん進められる事業で

あれば、それなりに順を追って、時期時期で予算を計上して進めていくわけですが、この事業はあくまでも橋の架け替え工事と併せて事業を進めていくわけですが。そうした中で、やはり町としましては、県の用地の買収の時期ですとか、それらの工程に合わせていって、お互い協力しながら事業を進めていくということで、これまでもいろいろなお打合せをさせていただいてきたところでございます。そうしたことから、先ほども申し上げましたが、測量等にも期間がかかる、また、基本設計等にも期間がかかるという中で、やはりどちらかといいますと今回は前倒しといいますか、今回を逃しますと、先ほども言いましたように新年度予算が4月末ですか、なおかつそれから発注等々していきますと、6月に入ってしまうというようなことで、半年間、先に延びてしまう。これがどんどんどんどん延び延びになってきますと、やはり工事の開始も延びるし、建物の解体等も延びてくるということになってくるものですから、今回大変でもお願いして、補正を出させていただいたところでございます。

また、建設に当たりましては合併特例債その他、補償費というようなお話もございますが、ご存じのように建物につきましても木造で、一部鉄骨ですか、年数が過ぎてございしますので、それほど多くの補償費は見込めないのかなというふうには考えてございます。

合併特例債のほかにもそれぞれの補助金等々もございしますので、それらをより吟味しまして、一般財源の持ち出しが少ないように今後調整を図っていきたいというふうに考えてございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 私が聞いている話とちょっと違うんですよ。県のほうでは、そんなに慌てているのが城里町さんで、県と一緒に歩調を合わせるという、そういう流れよりも、単独で勢いよく走り出しているのが城里町さんだというイメージを聞いています。その補償費もそうなんですけれども、いろいろあるんですが、どうやら建設検討委員会の中で決めている内容といまいち話が食い違っている部分も今あります。

そもそも戸頃設計さんでしたっけ、前回お金を払って基本設計して、もう一回基本設計して、実施設計してと。これ普通、通常、大体こう何ていうんでしょう、お願いする、基本設計するときには大体1回ということだというふうに私は思っていたんですけども、先ほどいろんな話をしたとしても、戸頃設計さんに何千万もお金を渡しているわけですから、ここまでのスケジュール管理というか、それはできないものなんでしょうか。これはシンプルな普通の感覚の質問です。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小李克成君。

○まちづくり戦略課長（小李克成君） 8番河原井議員のご質問に引き続きお答えをさせていただきます。

お答えになっているかどうかちょっとあれなんですけれども、事業の進め方としまして

は、近隣の笠間市の道の駅、また、常陸大宮市の道の駅の建設に当たりまして、やはりまず基本構想と基本計画がございまして、その後、基本設計、実施設計というようなことで行われているのが通常でございまして、我々もそのようなことで進めてきてございます。

今後、城里町としまして基本構想と基本計画で約1,600万円ですね。その後、今回お願いしました基本設計で1,589万5,000円ですか、その後、実施設計というふうになってきますけれども、そのようなことで段取りを踏んで進めてきているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） いいですか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 今ちょっとストックヤードの設計費、工事予算が1億4,500万ぐらいで、設計費が2,300万幾らかな、計上していますけれども、当初ね、12億円のストックヤードを設計いたしまして、そういう形で議会からノーと言われたけれども、今度ね、1億2,000万ぐらいの基本設計、実施設計が、金が支払われているわけですよ、当初にもう。それをこのね、報告の中にも規模縮小という形で出てきているわけですから、設計も新たに出すんじゃないで、変更設計でやっていただきたい。もう設計代が払われているんですから、変更設計でやらないで、これ議会が反対したからなんてね、また新たに設計代出して、設計代を払って、前の設計を変更して描き直せば、そんなに高額な設計代が出るわけじゃないでしょう。造成工事にちょっと、前の一般質問でも言いましたように、3,500万の造成工事、ぴったりではないだろうけれども、そういう話で、この建設の中に造成工事が三千何百万ぐらいが計上されるんですなんて、240台の土はどこ行ったんですかって。確認しても、確認されないのに、なぜ今度ね、造成工事に3,000万以上の金が計算されるんですか。非常にやっていることが、規模縮小ですので、設計も規模縮小して、変更して、設計代に充てていただきたい。それで2,300万の設計代というのと、これ工事金額は2億3,000万、2億5,000万ぐらいの工事になっちゃうでしょう、大体が。10%というね、今までの流れからいくと。そういう形でやっているのに、これ追加工事がありきというような感じで出されていますよね。だから、設計代、これではちょっと私は、難しいんじゃないかな。前、1億何千万の設計代払われているんですから、それを変更設計に変えてください。

あと、道の駅、なぜ基本設計ね、令和2年度の3月31日までに戸頃設計が基本構想、基本設計、提出するわけですよ。いまだに明許繰越しをして令和3年度に至っているのに、なぜまだ基本設計、基本構想だなんて、実施設計でないといけないような、そういう話が出てくるというのはちょっと心外だな。

それで、土地も買っていないのに、人の土地、どうやって調査するんですか、地質調査しますなんて。そういうことが町だったら可能なんですか。人の土地へ入って、機械を持

ち込んで、地質調査をするなんていう答弁しているようだけれども、人の土地でも何でも、町役場だったら機械入れて地質調査だなんて勝手にできるんですか。小林課長、非常に答弁聞いていて残念ですね。やはり県が道路の仕様を発表して、それに伴ってね、物産センターが幾らぐらいの補償額が出るのか、これは慌てているのは合併特例債があと何年で終わりなんです。そのために、合併特例債を使うために、終了のために慌てて建設しようとしているだけでしょう。災害復興費も令和5年度の3月までで終わりということで、全て慌てて駆け込みで、この時点で設計代から何かから出してやっているわけでしょう。違いますか、そこら辺答弁してください。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 14番小坪議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

何点かございましたが、漏れた場合には後ほどお願いしたいと思います。

まず、基本計画が遅れているのではないかとということでございます。大変申し訳なく思っております。委員長の日程、また、コロナ禍でなかなか会議ができないという中で、やっと位置等も一つにまとまってきたということでございまして、委員の皆様方には本当にご協力いただきましているところでございますが、最終としまして、執行部のほうとしましては12月末に最終会議を開いて、これで基本計画のほうは終わりにしようというふうには考えてございます。

次に、補償の件なんですけれども、いろいろな条件がございます。そうした中で、今回建て替えなものですから、国の交付金を充てますと、補償金が二重補助になってしまうというような問題もあると聞いてございます。その辺のところもしっかり詰めて、財源については調整を図っていききたいというふうに考えてございます。

また、地質調査につきましては、土地も買っていないのに地質調査ができるのかというお話でございました。これにつきましては、地主さんの承諾等をいただいて行ってというのが通常ではないかというふうには考えてございます。県のほうでも、橋の架け替えに伴いまして、道の駅かつらの近辺、何か所か地質調査をもう既に行っているところがございしますので、我々としましても1月末に説明会を開催し、地主さん等々からご了解をいただいた上で地質調査のほうも入っていききたいというふうに考えてございます。

説明は以上になります。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） それでは、14番小坪議員の質問にお答えいたします。

前の設計書を使えばいいという意見なんです。前の段階では、意向確認型の入札だったため、実際、前の否決になった業者が取っていけば、そこから実施設計を始めるわけだったので、実際、実施設計はしていません。

〔「それはおかしいべ、予算が組めてるのに」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） 設計施工型の入札だったため、入札でもしその業者が取ってれば、そこから設計施工を始めるという段階だったので……

〔「だって、予算取っているんだもん、予算、何で取ったの、そんなに。設計書がないのに予算取るわけあんめ、12億も」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） それは入札支援でコンサルが取ったやつなので、その資料を作るために予算を取りました。

〔「そういうので基本……」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） 仕様書を作るために、発注支援として入札でコンサルにお願いしたものです。

〔「そういうので入札やっちゃったらおかしいべな」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） いいですか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 一応ね、コンサルを入れて基本設計、基本構想、環境センターもやりましたよね。そういう形で12億の工事が仕様書で図面もない、それだからこれあれじゃないの、3,000万もの造成費が全然設計、どこでなされているんだか分からないような今の発注の仕方だから、造成が解体業者がやるのか、新たに取った業者が造成するなんていうのは、考えられないんですよ。それで、掘った土の240台の土はどこへ行ったんですかといっても、いまだに不明なんですよ、不明。病院さ行ったなんていったって、土の搬出とあそこの病院の建設の時期が全然ずれているんです。そういう形でいくと、3,000万も金かけて造成をやるとなると、環境センターの発掘した残土、そんなに3,000万もかけてあそこへ埋め戻しするようだったら、環境センターから運べば幾らもかからないのに、それまだ残土調査するようでしょう、この間から言っているようにね。

以上。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） では、造成工事にいたしましては、解体業者のほうの仕様には入っていないもので、今回新たに設けたものです。

今回、造成工事の土は町内から運ぶ予定です。町内の工事と、何かそういうのが絡めば、新たに入れるのではなくて、町のストックヤードにあるものとか、そういう土を検討しております。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 課長ね、240台の残土を当初に処分してもらうのに、工事費の中に入っているわけですよ、仕様書の中にも、搬出するという形で。それはお金がかかっ

ているんですよ、搬出するのにも。搬出する金がかかって、また今度解体の中に造成工事が入っていないなんていう設計をやっているなんていういいかげんな設計はないでしょうというの。それで提案型だなんて言っているように。じゃ240台の残土どこへ行ったんですか、教えてください。雨宮課長、どこ行ったんですか。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 前回の土は、前にもご説明したように、病院のほうに行っていると業者のほうから聞いています。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 病院との確認ができないんですよ、向こうの建設とこっちの搬出した土の年度が全然確認されていないんですよ、こっちが搬出したという、令和3年3月に搬出しましたというダンプ屋の領収書からそういう形で報告が今年の2月かな、搬出して、あそこを整地しましたと。240台の土。病院はとっくにできているんですよ、もうそのときには建設が。土なんか入れられるわけないでしょうよ。それで隣近所に聞いて歩いて、いやもう時期はとっくにできていますよと。時期がずれているんですよ、搬出とあの病院の落成された日にちがね。長くなるから、以上で終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 道の駅かつらについて質問したいと思うんですが、まち戦課長ね、私が前回ちょっと熱があつてね、審議会のほうは欠席したんですよ。補佐のほうから丁寧な説明を受けたんですが、その中で、補佐のほうがあつてね、補正を出すということは言っていましたよね。それが今回なんでしょうけれども、その中で、合併特例債を使ってこの事業は進めていくんだと。そのために補償費をもらおうと、合併特例債が使えなくなるんですよ。ですから、補償のほうは今のところ、県からの補償というのは当てにしていると。それじゃなくて特例債を使ってやるんだという説明を受けたんですよ。

今日ね、小林課長の説明だと、それとちょっと違うんじゃないですか。その辺を説明してもらいたいんだよね。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 大変申し訳ございません。私もちょっと7番三村議員さんにどのような説明を行ったかという詳細、ちょっと聞いていなかったもんですから、大変失礼をさせていただきました。

その辺の補償費に関しましては、私のほうでもう一度、県のほうにもちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、ちょっとご猶予をいただきたいと思います。すみません。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） ちょっと待ってよ、それね、猶予じゃないよね。私、審議会の中

で、補償費を当てにしないで特例債を使ってやる。そのために急ぐんだという話ですよ。でも、特例債を使ってやるためには補正を組まなきゃならないということでしょうよ。だって、県と歩調を合わせてやるんなら、今回補正なんか組む必要全くないんじゃない。県は全然急いでいないでしょうよ。その辺の説明が食い違っているんですね。補佐と課長の説明も違っている。県と課長の説明も違っている。どれが本当なんですか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 大変申し訳ございません。私も隠しているわけでも何でもございませんので、すみません、そこのところはもう一度、大変申し訳ないですが、よく確認をさせていただきまして、その事業を進めていく中で、県と町のほうも共通認識、統一して進めていきたいと考えてございますので、すみません、確認するお時間をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 課長ね、謝ってもらっても困るんだよ。だって、これ補正を出して、今、現にこの定例会に出しているんですよ。それで、出して、後に県と確認するとかね、だから、予算の裏づけも確認するとか、合併特例債についても確認するなんていうことを言われたんでは、それは我々審議のしようがないでしょうよ、どう考えたって。そんないかげんな補正予算を出してくるなんていうことは考えられない。もう一回。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、7番三村議員のご質問にお答えさせていただきます。

すみません、今、財政のほうにも確認しましたらば、先ほど私、全部一財だというお話をしましたが、合併特例債は入っているそうであります。大変失礼をさせていただきます。工事の段階においての補助金等々については、よりしっかり関係各課、私も含めて県のほうとも共通認識を持って算出をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） だから、それはね、この場ではそう言うほかないのかもしれないけれども、ただね、これそういう話っていうのはさ、この補正予算を議会に提出する前じゃないの。そういう県との審議とかね、財源とかそういったものをきちっとした上で補正予算というのは出してこなければ、我々はこれ審議のしようがない。だって、これ通した後、県と協議してどうなるか分からないということでしょう、今の説明で。

それで、もう一つは、例えばですよ、県とよく歩調を合わせるというか、今、課長が答弁したけれども、どうもね、県は、この町が予定しているほど道路を造るのを急いでいないんじゃないですか。その辺の認識というのは、課長、どう思っていますか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 7番三村議員のご質問にお答えさせていただきます。

県は急いでいないというお話でしたけれども、県の何課が言っているか教えていただきたいと思うんですけども、我々は、やはり一番身近な県の水戸土木事務所、または本庁等々と打合せしている中では、やはり歩調を合わせて、道路と合わせて道の駅の移転を、大切なので、いろんな工程の部分で歩調を合わせていきたいと思いますというようなことで説明会もお互いに道路の用地の地権者、また関連しまして道の駅等もありますので、そういうことで足並みをそろえていこうというようなことで協議はしてきたところでございまして、水戸土木のほうも用地等々についてはもう既に予算がついてございましたので、町のほうも今回お願いして、地形と用地のほうの補正をお願いしたいというふうをお願いしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） いやね、今、小林課長が言うように県が町の意向を酌んで急いでくれるというんなら、それはいいことなんです。そうでしょう。あなたがそういうふうな県と……、町長も含めて土木事務所と一生懸命歩調を合わせてやるんならいいんですよ。ただ、どうも伝え聞くところによると、町のほうが急いでいるんじゃないかと。今回この補正予算を提出するにしたって、全然意思が、これから確認するという話でしょう、今。もしね、綿密にやっているのであれば、こういったことは、この補正予算を提出する前に県と協議済みなわけじゃないの。もう一回答弁。いいかげんなことじゃ駄目だよ。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 7番三村議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

引き続きになりますけれども、建設に当たっての工事費等々に使えるお金につきましては、我々もいろんなところで条件を考えて積算をしているところでございますけれども、詳細については、やはり今後詰めていく部分もかなりございます。

○7番（三村孝信君） 今後詰めるんだらう、だから。今後詰めるんでしょう。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） その建物のほうですね、建物の工事費については今後進めていきたいというふうに考えております。また……

○7番（三村孝信君） もう答弁いいよ。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） だから、それとね、合併特例債を使うんだという説明はどうなのよ。だから、県からの補償なんか当てにしないで、合併特例債を使うから補正を出すんだという補佐の説明というのはどう説明するの。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 7番三村議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

補佐が実際にそのような説明をしたかどうかというのもちよつと確認しないと、私も補佐からこういう説明をしましたという内容でお話は、全然、すみません、管理不行き届きで申し訳ないんですが、聞いていなかったもんですから……

○7番（三村孝信君） いいよいいよ、答弁いい。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） あなたのね、一番の部下である補佐が何言っているかなんか、今から確認しなきゃ分からないなんていう説明じゃ通用しないでしょう。議会議員に説明するのに、一々補佐が説明したやつを今から確認するなんていうんじゃ、全然、だから、監督ができていないでしょうよ。仮にだよ、補佐が間違っていたら、補佐のせいかな。じゃ補佐がちゃんと伝えているのに私が間違っていたら、私のせいかな、それじゃ困るよ。

これね、議会でこれだけ14人いて、補正予算を出してきて、今さっきの説明のように謝って、これから協議しますとかね、一般財源プラス合併特例債を使うのもありましたなんていうことじゃね、これはちょっと困るんだな。お昼だしね、これでやめるから、答弁はいいよ。

○議長（関 誠一郎君） 議案第87号に対する質問、ここで終結してよろしいでしょうか。

〔「いや、午後からやります」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） それでは、ここで暫時休憩といたしまして、午後1時10分より再開いたします。よろしく申し上げます。

午後 0時08分休憩

午後 1時07分再開

○議長（関 誠一郎君） 時間前ですけれども、皆さんそろいましたので、始めたいと思います。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第87号に対する質問からお受けしますけれども、その前にまちづくり戦略課長小林克成君より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 7番三村議員に申し上げます。

私の答弁の中で、三村議員に対しまして、県の誰が言ったんですかというような侮辱した表現の言葉を発してしまいました。心からおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。議員にお許しいただけるならば、私の発言を撤回させていただきたいと存じます。

また、部下の発言は私の発言であり、責任でもございます。部下を守るのが私の職務で

あると改めて認識しました。肝に銘じて、今後は、報告、連絡、相談に努めてまいりたいと考えてございます。

改めまして、道の駅早期建設のため、関係方面と今後調整を図ってまいりますので、三村議員はじめ議員各位のご支援を何とぞよろしくお願いいたします。

大変、三村議員に対しては申し訳ございませんでした。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 小林課長からそういう発言があったんですが、論戦は歓迎するところであり、何とも思っていないので、今後、議会、それから執行部、県ね、よく連携を取ってね、本当になるべく早くできるように、きちっと段取りを踏まえて仕事をしていこうという決意を新たにしてください。議会も決して邪魔しているわけじゃないんでね、ぜひ県のほうとの協議をきちっとやっていただきたいということです。頑張ってください。

○議長（関 誠一郎君） 議案第87号に対するご質問ですが、ほかにございますか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいま三村議員さんからもお話ありましたように、論戦は歓迎するところでございます。私たちも、職員の方が憎くていじめようとか、そういうことで質問をしたり、調査をしたりしているわけではございません。やはり今後の町のため、そして町民のためにどのようにしていくのが一番いいのかと、この財政の厳しい中ですね。そういった思いの中で皆さん意見を言っているわけですので、これは職員さんも一緒だと思います。町民のほうを向いて仕事をしていただいているわけですから、お互いに言うべきところを言って、激論いたしましょう。

それでは、質問いたしますけれども、先ほどもいろんな議員さんからけんけんがくがくお話ありましたけれども、道の駅かつらにつきましては、県と大変協議をされていると、定期的な協議をされているということで、今回は補正のほうで上がってきていますけれども、補正というのは、やはりある程度緊急性のあるものだというふうに私たちも感じております。そういった中で、協議している中で、いついつまでにあそこの今の道の駅を退去してほしいんだというタイムリミットもいただいているでしょうから、それがいつなのかと、それで今回の補正になりましたよというような、その時期的なものもお伺いしたいと思います。

それから、先ほども補償費云々ということが出ていますけれども、一般的に素朴な考えで、我々が国道ができますというときに、自分の家を退去してくださいと、どうしてもここかかりますよというときに、じゃ移転して自分ちで持っている向こうの畑のほうに行くかというときに、移転費用も全く分からないままに、家の大きさとか、坪単価幾らぐらいのものを造るかとか、そういったことは普通、一般の方だったら、必ずそういう補償費が分かってからやるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、価値的にはそんなに大きくないとは思いますが、現在のところは。現況、そうですね、建ててから何十年という

部分で見るとでしょうから、当然。ですから、そんな大した補償費はもらえないかもしれないけれども、そういうものがはっきりして、それからでも遅くないんじゃないかなど。ただ、タイムリミットがあるんならばね、それも教えていただいて、いや、実は議会のほうでもこういうふうだから、急いでいるんだということで、膝を交えて話をすれば分かり合えることですよ、これはね。その辺のところもお聞かせいただきたいというふうに思います。

まず、道の駅については以上2点をお伺いします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 2番加藤木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

2点ほどあったかと思えます。

移転に伴うタイムリミットはいつなのかというお話でした。県のほうからもいつまでというような詳しいスケジュールは今のところは示されてございません。県のほうですね、はっきりいつまでにそこを立ち退いてくださいという期日のほうはまだ示されていないところでございます。ただ、打合せをしていく中では、ちょうど今現在の道の駅が建っている場所、あそこが盛土になるんですね、今の道路から橋のほうに上がっていくんですけども、そこが橋台とかあれで、下が空中じゃなくて盛土になるものですから、県のほうでも少しでも早く盛土をして、自然沈下等もありますんで、残土を入れて盛土をしたんだというようなお話は聞かされているところであります。

2番目に補償費のお話でございます。補償費につきましては、県もこれから説明会を行いまして、補償調査というようなことで、多分、委託になるんでしょうか、何になるんでしょうか、まだその辺のところの詰めはございませんけれども、県のほうでもまだ補償費のほうは計算してございませんので、今ここでお幾らというようなお答えはできない状況でございます。その辺のところも分かり次第、ご説明をしていきたいというふうに考えてございます。ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） それでは、今回の補正というものなんですけれども、これはさほど緊急性はないということ、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 引き続き2番加藤木議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回、移転候補地が1か所に絞られました。そうした中で、我々も、先ほども繰り返しのようになりますが、1月末に地権者等にご連絡しまして、説明会を開催するというので今のところ進めてございます。移転候補地が決まってあれなんですけれども、そこで今後詳細

を詰めていく、図面等もしっかりと作って行く中では、平面図もない、また、用地の区画もどこまでというようなことで、それもはっきりしていないというようなこともございますので、ここで上げさせていただきました委託料ですか、測量の部分が主なものになるんですが、その部分については、やはり今回お願いできないと、半年ぐらい延びてしまうというふうに執行部のほうは考えてございます。実際には3月までには、この仕事も終わらないということは、日数的に承知はしておりますけれども、繰越して少しでも早く、その図面等は作成のほうをお願いしまして、その後、その図面を基に、税金の関係もありますけれども、事業認定とかという手続もちよっと長い期間かかるものですから、それにはやはり図面が必要だということで、今回、補正でお願いしているところがございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 正直、何かよく分からないんですけれども、そうしますと、いろんな調査をする中で、ボーリング調査とかいろいろやりますよね、予定地の。その予定地は全てもう確保されていると、譲っていただけるという確約はあるんですね、全て。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 移転候補地の土地の確約につきましては、今はもらっていないところでございます。1月末に説明会を開きまして、地主さんのご了解をいただくというようなことで、説明会を予定してございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 検討委員会の中では、候補地はもう決まっていると。だけれども、まだそこが確実に売ってもらえるかどうかというのは分かっていないということですよ。という、またもし調査しても、それが無駄になる可能性としてはあるということですよ。分かりました。

次に、ストックヤードなんですけれども、ストックヤード、今回これがもし認められなければ、かなりの金額が、交付金が頂けないということなんだけれども、これもう大分前にそういうことって分かっていますよね。いずれにしても、町から出るお金も、国からもらうお金でも、税金は税金ですから、色は一緒ですけれども。ですから、特別、交付金がもらえる、もらえないというのは、実際に交付金がもらえるかもらえないかも、これは交付金の算定の中に入れるだけですので、このストックヤードのお金が幾ら分が来ましたよというのは、これは実際には分からないことなのでね。算定の中に入れることはできるということなので。

ただ、今回ね、この言葉の言い回しの中で、今、承認をもらえないと、こんなに損しちゃいますよというような言い回しって、これ課長が考えたの。この文章そうか、課長です

か。

○議長（関 誠一郎君） 町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） 私です。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） うまくできているね。これを見るとね、やはり実際反対もできないかなというふうにも思うけれども、これだけの大きなものをつくってね、大きなものというのは金額の大きなものをつくって、果たしてそれだけの費用対効果があるのかなという気はしているんですけれども、その辺のところもこれからちょっとまだまだ勉強させていただきますけれども、じゃ分かりました。

それともう一点は、教育関係で修学旅行の、今回コロナで、教育委員会ですね、行けないということで、470万円からのお金をですね、予算を立てたからということで、それを3万5,000円ずつですか、父兄に配ると、子供たちに配るとということなんですけれども、この趣旨について、ちょっとかみ砕いて説明をいただきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 2番加藤木議員のご質問にお答えをいたします。

今回、補正予算で計上いたしました中学校の修学旅行費代替の給付金でございますが、こちらは昨年度事業を実施したものと同様のものということで、今回計上させていただきました。昨年度事業実施に当たりましては、コロナ感染症の影響で修学旅行が中止ということになりまして、各家族での旅行や何か記念品等をとということで、各給付金を給付するということで、昨年実施いたしました。今年度も同様の考えということで実施をしたいということの考えでございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 分かりました。ふれあいの船も一緒ですよ。

私、ふれあいの船のときも言ったんですけれども、予算を立てたからって、それを使うのはどうかなというふうに思っているんですけれども、1軒の家でもね、お父さんが給料をもらってきて、今月は例えば食費に幾ら、燃料代が幾ら、何々代が幾らというときに、余ったからといって、それはあえてその月に使っちゃわないですよ、1軒の家だったら。ですから、私は、今回、今度の2月に議員選挙もあるから、だから、本来なら私も賛成と言いたい。でも、それは自分のことなので、でもね、大勢の町民のことを思ったら、やはりコロナで行けなかったら、それは中止じゃないですか、通常。それを配っちゃおうぜというのはいかなんかというふうに私は思います、正直いって。

それでね、もし来年ね、今回はコロナで行けないけれども、来年、うちの子供が、例えばうちの子供、インフルエンザにかかって行けなくなっちゃったんだよと。集団で何人か行けなくなったら、去年はもらったよねって。じゃ私たちももらうように言おうかって、それはできるんですか。気の効いたお母さんたちだったら言いますよ、多分。

ですから、もしこういうものをつくるんだったら、そういうことがないように、あくまでもコロナだけで、それ以外のものはできないようなちゃんとした要綱をつくらないとね、多分そういうのも出てくるんじゃないかと思いますよ。正直いって、反対とも賛成とも言えない部分はありますけれども、課長、分かりました。

それとね、ちょっと道の駅の件なんですけれども、合併特例債を使われるということなんですけれども、今回のね。そうすると、その財源の歳入は、例えばこれどこからですか、財源。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 2番加藤木議員のご質問にお答えします。

地方債の合併特例債事業という中から計上しております。

〔「歳入の中の、課長、何ページですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません、17ページの一番下なんですけど、この一財で4,142万6,000円、これが入っちゃっているんですが……

〔「それは歳出だよ」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 歳出……、財源としては3,860万の地方債というのが入っているんですが。

〔「地方債のどこか」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません、この地方債というのはこっちの見積りのほうで、ここには一財に入っちゃっています。ということは、財政調整基金ということで、最終的には……

〔「分からない」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 申し訳ありません、訂正させていただきます。

この予算書の中でいうと、一般財源という形になっています。

〔「一般財源、特例債じゃないの。町債じゃない」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（雨宮忠芳君） 予算の段階では一般財源ということになっています。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） この合併特例債を使うんだけれども、予算の中では一般財源って、ちょっと私の頭で理解できないんだけれども。どういうこと。

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） すみません、申し訳ありません。今回は事前調査の測量委託ということで、合併特例債ではなく、一般財源という形になっています。

○2番（加藤木 直君） じゃ合併特例債じゃないんだね。

○財務課長（雨宮忠芳君） 今回の事業に関しては違います。失礼しました。

〔「散々説明してきたのは何だったんだ」「さっき言っていた合併

特例債を使うっていうのは何か」と呼ぶ者あり]

○議長（関 誠一郎君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 何回もすみません。最終的な工事費とか全部、そういうものに対しては合併特例債は計画しているんですが、現在の調査費とか……、そういうのが削られて調査費になったもんですから、一財だけという形になっています。これが今の予算書の中身です。

[「意味が分からない。あれだけ説明していて……、もっと詳しく説明して」「ペーパー出してもらっていいですか、分からない」と呼ぶ者あり]

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ちょっとよく分かりづらいので、課長もなかなか分からないでしょうから、後でね、じゃ後で聞きますよ、これは。結構です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 教育関係、先ほどの思い出づくり給付金という形なんだと思うんですけども、結局この修学旅行を実施する方向にというのはもう既にならないんでしょうか。

もう一点なんですが、この中止の理由として、県内の高校等で知っているところでは実施しているところがあるんですが、どういうふうに行っているかご存じでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

まず、中止した経緯と、今後どのような形、実施とあり得るのかというようなことにつきましてですが、今回、今年の中学校の修学旅行につきましては、例年ですと5月頃に実施していたものを10月に予定をしておりました。ただ、8月頃にコロナ感染症の拡大が見られまして、学校のほうでも中止をするか、実施をするかという判断を迫られた状態になっております。その時点で、8月末時点で学校と、また教育委員会とも協議いたしまして、コロナ感染症のリスクが高いということで、中止ということに決定をして、9月1日付で保護者、生徒にお知らせをしたということになっております。

修学旅行、今後10月以降になりますと、中学3年生、受験の時期ともなってきますので、延期と、そういったものはなかなか難しいということで、中止ということに決定をしたところでございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 県内で高校だったりそういったところが修学旅行やっていると

いうことはご存じではないようですね。よく分かっていないということだと思わなければならないけれども、いずれにしても、例えば県内の私立の学校でありますけれども、2泊するところを1泊にする。そして、1つの学年を3班に分ける。例えば鎌倉、日光、それから福島のスキー教室とかですね、そういうふうに3班に分けながら密にならないように1泊で行くというようなシステムをやっているところがあるわけですね。思い出づくりをするということなんですけれども、具体的に思い出づくりはどのような思い出づくりを想定されて、この給付金は出される思いなのか。ちょっと参考までにお聞かせください。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

当事業は昨年度同様の事業を実施いたしました。昨年事業実施の目的といたしまして、先ほど出ていました思い出づくりとか、また記念品などということで、思い出づくりでは、昨年の時点でも集団の移動、旅行などが難しいということで、家族旅行などで想定をするというようなものでございました。

○議長（関 誠一郎君） 8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） 県内でも様々このコロナには大変だということなんですけれども、子供たちの思い出づくりを積極的につくってあげたいという教育者、学校の先生の思い等々も聞きながら、例えば同じ場所に、2日で京都にみんなで行くとかというのは一つのあれだと思うんですが、こういった災害ですよ、そういう状況ですから、とにかく思い出づくりをさせるという方向で、違う場所で1泊でもいい、3班でもいい、分けながら行かせてあげる。それに対してのこういった補正的な、緊急的な予算であれば、比較的出しても、素直にですね、加藤木さんじゃないですけども、素直に出せるような形になるんじゃないかなというふうに思っていますので、今後ぜひそういう方向を考えていただきながら、来年もコロナも分かりません。ですから、そういうことを常に計画を持って、あと、子供たちのために何ができるかを、お金を渡して解決するというのはとてもシンプルだと思いますけれども、果たしてそれで教育について語る上で、もう少しできることがあったのかなという思いがありますので、もう少し検討いただけるかどうか、教育長、意見を頂戴したいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） すみません、それではちょっと経緯というか、若干、今、河原井議員のご質問の中で、まず、先ほど局長からありましたが、まず2泊3日の京都というのは、また9月頃からの第5波ですか、それで我々もいろいろ協議した中で、今度は次に能登のほうなら大丈夫だろうとか、1泊で、結局はそうしますと、どこの学校も同じようなところでまた集中してしまうとか、そういう経過があったものですから、校長とも協議して、ただ、その代わり思い出づくり、家族と一緒に思い出づくりもあるでしょうけれど

も、中学生の場合には、やはり同じ仲間とですね、中学3年生とということで、1泊とまではいかないんですけども、例えば那須ハイランドですとか、そういういろいろ、あるいは去年も行けなかったの、スキーですとか、そういうことで実際には仲間との思い出づくり、そういう意味では那須ハイランドパークとかそういうところに3年生が行ってきております。

それでもって、その給付金というか、そのお金については、同じ中学3年生同士で楽しむ部分もあるでしょうし、また、年度末、試験が終わった後あたりには家族でと、そういう両方かなうようなことでこちらも考えておりました。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第88号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 議案第88号 令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億570万3,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億5,674万6,000円とするものであります。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入についてご説明いたします。

4款1項県補助金であります。既定額に1億570万3,000円を追加するものであります。保険給付費等交付金を追加するものです。

続きまして、歳出であります。

2款保険給付費、1項療養諸費であります。既定額に歳入と同額の1億570万3,000円を追加するものでございます。一般被保険者療養給付費の増により、負担金を追加するものであります。

以上、令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3ページから4ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

続きまして、5ページをご覧ください。

令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）についてご説明申

上げます。

第1条であります。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ330万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,047万4,000円とするものでございます。

6ページをご覧ください。

1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金であります。既定額から330万6,000円を減額するものでございます。事業費の減額分を補正するものです。

続いて、歳出であります。

1款総務費、1項施設管理費であります。既定額から330万6,000円を減額するものです。人事異動による人件費を673万3,000円減額し、育児休暇対応の会計年度任用職員の報酬及び七会診療所、沢山歯科診療室のオンライン資格確認対応システム導入経費342万7,000円を追加するものでございます。

以上、令和3年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、7ページから12ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいたく思います。ご審議くださりますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第88号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第89号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第89号 令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ249万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ25億898万1,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

初めに歳入です。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、既定額に77万2,000円を追加するものです。介護予防・日常生活支援サービス事業費の増による地域支援事業交付金を追加するものです。

4款1項支払基金交付金、既定額に83万5,000円を追加するものです。介護予防・日常

生活支援サービス事業費の増による地域支援事業交付金を追加するものです。

5 款県支出金、2 項県補助金、既定額に38万6,000円を追加するものです。介護予防・日常生活支援サービス事業費の増による地域支援事業交付金を追加するものです。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、既定額に49万8,000円を追加するものです。事務費及び地域支援事業費の増に伴う他会計繰入金の追加によるものです。

続いて、歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、既定額に11万2,000円を追加するものです。消耗品費、システム使用料の増によるものです。

2 款保険給付費、4 項高額医療合算介護サービス等費、既定額に3万円を追加するものです。介護サービス利用者料の増によるものです。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、既定額に309万4,000円を追加するものです。基準型訪問・通所介護サービス費の増によるものです。

5 款1 項基金積立金、既定額から74万5,000円を減額するものです。歳入歳出調整分でございます。

以上、令和3年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第3号）についてご説明させていただきました。詳細につきましては、3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。また、主な事業は予算の概要にございますので、ご覧ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第89号に対するご質問をお受けいたします。

2 番加藤木 直君。

○2 番（加藤木 直君） まず歳入の中で、7 款の繰入金、これ他会計繰入金なんですけれども、これ他会計って一般会計ですか。ちょっといいですか、教えていただいて。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 2 番加藤木議員さんの質問にお答えいたします。

他会計繰入金ですが、一般会計からの繰入金と、あと、地域支援事業費の……、どちらも一般会計からですが、地域支援事業費に対する繰入金と一般会計の事務費繰入金でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2 番加藤木 直君。

○2 番（加藤木 直君） 一般会計からということなんですけれども、今回は料率の設定をして、たしか1年目でしたよね。それで、1年目で、掛金自体も大変安い、他の市町村から見ても若干安いのかなというふうに思っているんですけれども、それで、先日、前に料率を設定したときお伺いしたのは、1年目って剰余金が出るみたいな話をしていましたよね、1年目は。これは剰余金、今年度出ますか。これが他会計から繰入れというから、これ繰入れしないとちょっとできないのかなと思って、素朴に思っているんですけれども、そうすると剰余金とかも出ないと、どうなんでしょうね。出ますか。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 2番加藤木議員さんの質問にお答えいたします。

今回の一般会計からの繰入金については、総務管理費に対しての繰入金でございまして、ルール分でございます。あと、地域支援事業費のほうの繰入金に対しても、町負担分として計算したものを繰入れさせていただいております。今年度の剰余金については、まだ交付金とか全部入ってきておりませんので、ちょっとまだはっきりと金額とかは分からないんですけれども、予定では剰余金が出る予定でございます。

○議長（関 誠一郎君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） すみません、分かりました。ありがとうございます。

今回剰余金が出るということなんですけれども、当初にですね、私も思っていたんですけれども、実際に料率の設定するとき、ある程度、事業でかかるものってこう入れてやりますよね。ただ、そのときにあまりお金がかからないようにしちゃったら保険料って安くなるじゃないですか、当然。安くなると、当然、安くなればなっただ、国からの補助も少なくなると、そうですよね。そうすると、本来だったらちゃんとね、事業としてかかるものはかかるものとして、ある程度、器が大きくなっても、それに対しての例えば半分とか3分の1とか、国とか県からもらえるんだっただらば、ある程度膨らませちゃって……、故意に膨らませるのはちょっとまずいかもしれないけれども、ある程度、パイを大きくしておいたほうがいいのかと思って、それで作為的に保険料……、個人個人が支払う保険料を少なくするために事業を故意に少なくしているとかっていうことは、多分やっていないと思うんですけれども、剰余金ももし出なかつたら、ちょっと算定ミスかなというふうには思うんですよね。ですから、そこら辺のところ、ちょっと剰余金が1年目は出るんだということ、それで貯金ができるんだということだったのでちょっとお伺いしたんですけれども。じゃ今年度、それと次年度ぐらいまでは、ある程度一般会計からの繰入れをしなくてもやっていけるというふうに思っているのもよろしいですね。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 2番加藤木議員さんの質問にお答えいたします。

計画の予定では、そのようになっておりますが、今回、保険給付費のほうも、コロナの関係とか、伸びているところではございますので、今後も状況を見極めながら事務のほうを行っていきたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第90号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長阿久津恵三君。

○水道課長（阿久津恵三君） それでは、議案第90号 令和3年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条は総則で、第2条からご説明いたします。

第2条、令和3年度城里町水道事業会計予算第3条に定めました収益的支出の予定額を補正するものです。補正の内容につきましては、収入支出とも既決予定額の変更はなく、支出の科目内予定額を補正するもので、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費の262万5,000円の追加であります。修繕費の増によるものです。第4目総係費の262万5,000円の減であります。人事異動に伴う人件費の減と燃料費の増によるものです。

以上、議案第90号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、3ページから6ページの補正予算実施計画明細書、給料費明細をご覧くださいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） これより議案第90号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第91号から議案第97号の7議案を一括議題といたします。決算認定については、第3回定例会において上程され、内容の不備により撤回されたものであります。

修正点について、執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） すみません、ちょっと調整します。画面のほう変わったでしょうか。

それでは、さきの令和2年度の決算認定の一部修正ということで、今般、12月の定例議会のほうに上程させていただきます修正内容についてご説明のほうをさせていただきます。あわせて、令和2年度の決算認定につきましては、令和元年度の数値を拾ってきているという関わりから、令和元年度分の修正につきましても修正箇所のご説明をさせていただきます。

まず、各議員さん、今ご覧になっているページのほうですけれども、まず、令和元年度の決算審査意見書正誤表ということで、こちらのご説明を申し上げます。

この中で決算意見書の5ページです。

ウの公債費負担比率というところで、こちら地方債の「償還及び利子」となっておりますところを正しくは「元金」ということで、文言の訂正をさせていただきます。

また、6ページ、地方債現在高であります。こちらにつきましては、特別会計の利子に計上誤りがありましたので、利子合計の欄の修正、それに伴いまして、合計欄の利子、計の欄の修正、それと、一番下段の対前年度の比較、利子、計の修正ということで、この

項目が修正ということになります。

さらに、20ページのほうであります。農林水産業費のほうで前年度と比較して、本来ですと3,912万6,000円となるべきところを端数処理、四捨五入の関係で1,000円の差異が出てございますので、こちらにつきましても四捨五入による修正をさせていただいてございます。

さらに、22ページ、7款土木費になりますが、こちらにつきましても、繰越明許費が14事業ということでご報告をさせていただいていたところ、精査の結果、18事業ということで数字の訂正をさせていただきます。

ページ返しまして、次のページです。こちら介護保険の特別会計ということになります。

こちらにつきましても、比較増減が右端になりますけれども、こちら朱書きの部分に変更になります。それと、合計欄に計上誤りがございましたので、こちらの朱書きのとおり修正のほうをさせていただきます。

27ページに移りまして、こちら1行目、繰出金の欄であります。こちらにつきましても数字の計上誤りということで、正しくは9,634万4,000円の増というところで、修正のほうをさせていただいてございます。

さらに、34ページであります。介護サービス事業勘定というところで、こちらにつきましても、令和元年度欄の執行率97.4%というのが正しい数字となりますので、こちら修正に伴いまして、比較増減のほうも連動して0.4ということで変更のほうをさせていただいております。

最終になります。40ページ、供給単価及び給水原価というところであります。こちらにつきましても、前年度に比べて1円97銭ということで、数字の訂正をさせていただきたいと思っております。

令和元年度につきましても以上でございます。

続きまして、令和2年度の正誤表のほうを今お出しします。

こちらにつきましても、まず4ページ、収支決算の状況であります。こちら特別会計、右欄、令和元年度分であります。単年度収支額の令和元年度右端欄が朱書きのとおり変更となります。こちら数字の訂正がございますので、よろしくお願ひします。

続きまして、5ページ、こちら令和元年度と同様に地方債の「償還」となっていたものを「元金」ということで、文言の訂正をさせていただきたいと思っております。

さらに、23ページ、こちらにつきましても、ホロルの湯の利用者数及び歳入歳出の推移ということで、それぞれ精査の結果、数字の変更が出ましたので、朱書きのとおり変更をさせていただきたいと存じます。

さらに、23ページ、教育費であります。こちら事故繰越事業につきましても3事業、金額のほうが1,503万2,000円ということで、記載に誤りがございましたので、修正のほうをさせていただいてございます。

続きまして、31ページ、歳入欄であります。こちら比較増減の欄の不納欠損額が0.0ということで、小数点が入っておりますので、こちらについては0ということで、位取りの誤りがありましたので、訂正のほうをさせていただいております。

ページ返しまして、歳出です。

こちらについては、令和2年、元年の翌年度繰越額比較増減がございますが、こちらにつきましては、本来、繰越事業というのは計上されてございませんので、今回、翌年度繰越額というのは予算繰越しのほうを誤って記載してしまいましたので、こちらにつきましてはゼロということで修正のほうをさせていただいております。

中段、34ページ、介護保険特別会計であります。こちらにつきましても令和2年の変更に伴いまして、比較増減欄が朱書きのとおり変更となります。

なお、こちらにつきましても翌年度繰越額、予算繰越分を計上してしまいましたので、こちらにつきましては、繰越事業としてはありませんので、ゼロ円ということで訂正のほうをさせていただいております。

さらに、その下の欄であります。歳出総額132万9,000円ということで、こちらにつきましても数字の誤りがありましたので、訂正のほうをさせていただいております。

最後の欄、42ページにつきましては、さきの9月の定例議会のほうで修正の申出をさせていただいて、既に修正済みとなっている項目でございますので、ご確認いただければと思います。

以上、今回、令和元年、そして令和2年、それぞれの決算認定の監査委員の意見書につきまして、修正をさせていただいておりますので、よろしく内容的にご審議のほういただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 決算審査意見書の修正のみとのことですので、決算書の説明については省略いたします。

ただいまの説明に対するご質問をお受けいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 総務課長、これ非常に残念だなと。先月の出納検査の中で、監査委員に監査意見書が、こういう変更をされるとしたら、先月の出納検査の中できちんと説明をして、承諾をもらってから議会に報告するんだと思うんだけど、監査委員がサインしているやつが、監査委員の承諾もなく、こういう間違っていましたという出し方は、これは正当なんですか、総務課長。ちょっとそこら辺、答弁していただきたい。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 14番小坪議員のご質疑でございますが、本来でありますれば、この修正というのがないのが一番でありましたが、今回、誤りが9月の本議会のほうでご指摘をいただきましたので、事務局としましても、各課局のほうへ今回再度確認のほうの

依頼を取りまして、修正点について再度精査をしたところでございます。

なお、小坪議員におかれましては、町の議会選出の監査ということで、監査委員でもあります。説明のほうが不足していたということであれば、非常に申し訳なく思っておりますので、おわびして訂正のほうをさせていただきたいと思えます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ本当にこれで間違いはないんですか。この前の年のやつも間違っていないという保証は、ないんですね、それだけ確認して監査委員に説明もなく、議会で決算認定を議決をして認定したやつが執行部からいきなりね、監査委員にも示さないで、間違っていましたという出し方は、正しいんですか。これ遡って5年ぐらい、本当に正しくやってあるんですか。そこら辺ちょっと確認したい。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 14番小坪議員のご指摘であります。現在、2年の決算認定のご審議をいただくということでありますので、2年に関連する元年分の決算書類までの精査は終わった段階でございますので、それ以前の決算について誤りがないのかと、保証ができるのかというご指摘につきましては、保証できるというような確約は、ここでは差し控えさせていただきます。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 決算認定ができなかったのは、私の記憶でいくと令和2年度の決算ですよ。それなのにいきなり監査委員に説明もなく、令和元年度の決算の数字が間違っているという出し方が正当なんですか。過去遡って、これから5年間ぐらい調べられて、これでもう正しいんですよという自信はあるんですか。そこら辺言っていたきたい。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 14番小坪議員のご質疑にお答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、過去の分につきましてはの確証というのは、この場では即答いたしかねます。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

○14番（小坪 孝君） どうしようもないじゃん。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 繰越金ですか、教育費の事故繰越とか翌年繰越し、介護保険特別会計の繰越し、これ令和2年、令和元年で翌年繰越しの4,394万1,000円がゼロ円になっています。それから、令和元年で1,375万8,000円がゼロ円ですね。あと、介護保険の特別会計でも177万がゼロ円、令和元年の49万5,000円がゼロ円。何でこのような誤差が生じるのでしょうか。注意されなければ気がつかないようなことなんでしょうか。繰越しということに対しての考え方が何か庁内の中で違っているのではないかなと思うんですが、まず

1つ、何でこんなにゼロ円になるような誤差というか、ものが出たのか、ちょっと教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

それと、結局原因というものをやはり皆さんにお知らせしないと駄目でしょう。数字云々じゃなくて原因、こうなった原因。お願いします。

山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質疑にお答え申し上げます。

翌年度繰越額のご質疑であります。先ほど正誤のほうで説明をさせていただきましたが、本来、明許繰越分をこちらに入れるところでありまして、予算繰越額をここに記載をしてしまったという誤りがありましたので、こちらについては予算繰越しについてでなく、明許繰越分の繰越額記載ということで、ゼロ円修正ということで、今回修正のほうをさせていただきました。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 明許繰越しと、そのことがあるんだろうと思うんですけども、庁内の中で、考え方としてね、9月ですので、9月の時点でもうなくなったので、じゃ9月の時点で、もうこれから使わないから、まだ余っているよという繰越しと、それから、まだ残っているけれども、来年の3月までには使い切るから、だけれども、それが繰越しにしてあるという、2つの考え方があるんじゃないかと思うんですけども、これってどっちなんですか、この繰越しというのがちょっと納得していない……、分かれているんじゃないかなと思うんですけども、統一されていますか。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質疑にお答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、翌年度繰越額というものにつきましては、明許をかけたものについてこちらに記載するという表になっておりまして、今回、予算の繰越しを記入してしまいましたので、ゼロ円ということで修正をさせていただいております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 私の質問ではなかったような気がするんですけども、予算の繰越しを何でここにに入れてしまうんですか。何でそういう間違いがあるんですか。そこら辺のところをちょっと知りたいと思うんです。さっき議長が言いましたね。こういう形になった原因を答えてほしいと言いました。原因をちょっと説明いただけますか。

○議長（関 誠一郎君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 4番藤咲議員の質問にお答え申し上げます。

こちらのほうは長寿応援課の担当部署なんですけれども、申し訳ありません、翌年度繰越額を単純に繰越額と勘違いしまして、記載して報告してしまいました。申し訳ございませんでした。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 庁内の中で本当に皆さん忙しくて、仕事が多くて、とつてもね、間違いやすい、そういう中で間違いやすいのが私たち、そうかそうか忙しいんだね、頑張っって大変だよねって言って、そう、じゃいいよって許されるものなのか、それとも、今こうして修正して出たことに対して、私たちはもう少し厳しくきちんとやってほしいというのが我々の役目なのか分からなくなりますけれども、ただね、確かに勘違いというのは、今、長寿応援課からいただきましたけれども、誰もみんな勘違いあるんです。でも、そこで訂正されたから、修正案というか、こう議員からチェックされたから直したというようなことで、皆さん、介護保険なりいろいろ見直していただいたんだと思うんですけれども、ただ、本当に4,394万1,000円という翌年度繰越しがゼロ円になってしまうということがどうも本当にこれでいいのかしらという、ほかの人たちも、議員さんたちも心配しているように、本当にこれでいいんですかっていう、今までやってきたこと、数字をね、ただもうあつという間に述べられて、読まれて、それで納得されるような、本当にね、私たち、資料がないとね、どうしても一つ一つチェックすることができないんですけれども、資料があったからこそ、あればこそその修正が、チェックができるということなんですね。

何が言いたいかという、要するにこれで本当に間違っていないんですか、これまでの間違いはなかったんですか、これからはどうなんですかという、とつても心配しているところなんです。そこら辺の何ていうかな、対策、改善、そういうようなものはどのようにされていくんでしょうか。分かる課があったら教えてください。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご指摘についてお答え申し上げます。

事務方としては、今回の修正について、非常に反省をしているところでありまして、将来にわたりまして、ダブルチェック、トリプルチェックを徹底し、二度とこのような数字の誤りがないような形で事務執行に努めてまいりたいと思います。

なお、3番猿田議員のほうから一般質問をいただいておりますので、その際にまた答弁のほうをさせていただきたいと思います。関連質問が出てございますので、答弁のほうはさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 猿田議員さんにも答弁するという事なんですけれども、私たちは本当にそれを信じてチェックしていますから、そこのところね、やはりお互い、ただ、私たちが執行部の出せる数字が正しいと思って、一応チェックしたりとかなんかしていきます。それがチェック・アンド・バランスということで、私たち議員と執行部のやり取りだと思っうんです。ですので、そこのところはこれからも続けて、しっかりと確認させて

いただきたいなということは申し上げておきます。答弁は要らないので大丈夫です。これから十分に注意してください、気をつけてお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） これですね、1年間、皆さんが行ってきた、苦勞して行ってきた仕事の総決算の数字がこれだと思うんだよね。ですから、慎重に取り扱っていただきたいなと思うのと、それと、これは課長、あれですか、項目、項目によって各課に、ここ入れてねということで多分、そういうので回すんですよね、これ。そうですね。だと思うんですけども、各課、多分回していると思うんです。そのときに各課の中で、やはり二重、三重のチェックが入るように、そういった体制、今後どういう対応策を取られるのかまだ聞いていないので分からないんですけども、ダブルチェック、トリプルチェックというようなことができるような方法を取っていただかないと、決算ですから、信頼性がないとちょっと、私たちもそういうのを見るのが仕事ですので、その辺のところを慎重に行っていたいただきたいなと思います。

その対応策、もしあればお伺いします。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 2番加藤木議員のご質疑にお答え申し上げます。

非常にありがたいお言葉だと思って私も受けて、事務にはこれからチェックにはチェック、二重、三重のチェックをさせていただきたいと思います。

改善策というところでありますが、こちら先ほど申し上げましたが、3番猿田議員さんのほうから一般質問のほうでもいただいております、まさに改善策についてということでもありますので、一般質問の席上、回答させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、議案第98号から議案第103号の6議案を一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） すみません、ちょっと今パソコンを戻しますので。

それでは、議案第98号から議案第103号までということで、一括、ご説明のほうをさせていただきますと存じます。

城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが……

〔発言する者あり〕

○総務課長（山口成治君） すみません、続けます。

当該議案の説明資料、98号から103号ということで今、画面のほう出ております。こちらを基にご説明のほうを申し上げます。

城里町政治倫理審査会委員の任期満了に伴いまして、今回、6名の委員の選任につき同意を求めるものでございます。任期につきましては、令和3年12月19日が満了となっております。

今回、学識経験者3名、弁護士の松村 孝氏、行政書士の横山幸雄氏、同じく行政書士の阿久津紀子氏、町民の方から3名、和田寿美雄氏、卜部徳也氏、五十嵐雅晴氏、以上6名の選任をするものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（関 誠一郎君） ただいまの説明に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 簡単な経歴などありましたら教えていただきたいんですが。

○議長（関 誠一郎君） 総務課長山口成治君。

○総務課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質疑にお答え申し上げます。

松村 孝氏につきましては、現在、町の顧問弁護士を依頼している方でございます。横山幸雄氏につきましては、町内に在住しておりまして、行政書士の仕事をされている方でございます。同じく阿久津紀子氏につきましては、行政書士の仕事を担われております。

町民代表としまして、和田寿美雄氏につきましては、元団体職員をされていた方でございます。卜部徳也氏につきましては元教員、町の教育委員長を歴任されてございます。五十嵐雅晴氏につきましては、元会社役員ということで、いずれも町内でご活躍をされているお三方でございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ1番目に書いてある松村弁護士ですか。町の顧問弁護士をやっているわけですね。新たに困り事相談で年間24名の弁護士をお願いして、町に1か月に1回ずつ来てもらっている中で、そういう多くの弁護士がいますし、それで、町の顧問弁護士になると、要するに委員の皆様と費用弁償ですか、弁護士だからといって交通費が支払われているわけですね。そういう形でいくと、やはり弁護士だからといって交通費を払われているというのはちょっとあれだし、やはり町の顧問弁護士をやっているわけですから、町のトラブルだけを専念にやってもらって、顧問弁護士を新たにみつけないで、それで政治倫理条例の中の費用弁償できちんと受けてくれる方を探していただきたいなって、以上、それを提案して、難しいだろうけれども。何とかね、松村弁護士には町の顧問弁護士として頑張ってもらいたいと思います。政治倫理のほうは誰かと替わっていただきたいと、それを強くお願いして終わりにします。

○議長（関 誠一郎君） 要望でいいですよ。

○14番（小坏 孝君） 要望でいいです。交通費が支払われていなければ結構ですけども、交通費が5万円支払われているのが確認されていますので、そういう形でね、1人だけ、弁護士だからといって交通費を5万円頂いて、つくばのほうから来ていただくよりも、隣の水戸市辺りから来ていただいて、前の弁護士さんは同じ政治倫理の条例の中で4,000円しか支払われていないというのは確認しておりますので、そういう形で、条例で決まった値段で受けてくれる方を探していただきたい。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 次に、請願第2号から陳情第3号については、本会議に上程される予定でございます。

続いて、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

執行部は引き続き自席で説明をお願いいたします。また、質問は、時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔をお願いいたします。長くなる場合は、直接担当課へお願いいたします。

それでは、報告第40号の説明を求めます。

教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 報告第40号をご覧ください。

報告第40号 城里町立学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。主な改正点は、学校長の申請により教育長の承認を得て、休業日を授業日とすることができるよう規則の一部を改正したものでございます。

具体的には、災害や感染症拡大などにより、一定期間学校休業となった場合など、授業時数の確保のため、夏季休業や冬季休業の長期休業日の一部を授業日とすることができるようにするなどとなっております。詳細につきましては、報告第40号説明資料、新旧対照表をご覧ください。

以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第41号の説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 報告第41号 城里町国民健康保険税の旧被扶養者に係る減免に関する取扱要綱の一部を改正する告示であります。本日提案しました議案第76号の城里町国民健康保険税条例の一部を改正することに伴い、これに合わせて要綱を改正するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第42号、報告第43号を一括して説明を求めます。

教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 報告第42号をご覧願います。

報告第42号 令和3年度城里町ふれあいの船事業中止に伴う臨時給付金交付要綱の制定についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により中止と決定した令和3年度ふれあいの船事業の代替措置として、昨年度と同様に城里町立の小学校に在学している6学年児童の保護者に対し、予算の範囲内において、令和3年度ふれあいの船事業中止に伴う臨時給付金を交付するため必要な事項を定めたものでございます。

内容につきましては、昨年と同様でございます、給付金額も3万5,000円となっております。

続きまして、報告第43号をご覧願います。

報告第43号 令和3年度城里町修学旅行代替給付金交付要綱の制定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、城里町立中学校に在籍する中学3年生が参加する修学旅行が中止になったので、昨年と同様に生徒の保護者に対し、予算の範囲内において、城里町修学旅行代替給付金を交付するため、必要な事項を定めるものでございます。

内容は一昨年と同様で、給付金額につきましても3万5,000円となっております。

説明については以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第44号から報告第46号を一括して説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 初めに、報告第44号 令和3年度第2弾城里町中小企業等固定費応援給付金交付要綱についてご説明を申し上げます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが急減した町内事業者に対して、施設の維持、または事業継続のための緊急支援策として、令和2年度から引き続き給付金を交付しているものでございます。今回、給付対象者、給付額等についての変更はございません。交付対象経費の期間を令和3年4月から9月の間としまして、申請期限を令和4年1月31日までとして実施するものでございます。

次に、報告第45号、関連でございますので、資料が2つ出ませんが、報告第45号 城里町元気アップ振興券（第4弾）実施要綱の制定、関連でございます報告第46号 城里町元気アップ振興券（第4弾）事業補助金交付要綱の制定についてご説明をさせていただきます。資料のほうは実施要綱のほうでお話をさせていただきます。

いずれの要綱も、本事業等につきましては、第1弾、第2弾、第3弾、3回行ってございますが、その内容等変更はございませんが、今回は振興券、お一人当たり7,000円ということで、要綱のほうを整備させていただいております。うち中小店舗限定として5,000円、大規模小売店2,000円として、令和3年10月1日現在で住民登録があった1万

8,668人、世帯にしまして7,888世帯に既に交付したものでございます。使用期間につきましては、12月1日から令和4年1月31日までとしてございまして、利用できる店舗数は、12月1日現在で139店舗となっております。

説明は以上となります。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第47号の説明を求めます。

下水道課長所 克実君。

○下水道課長（所 克実君） それでは、報告第47号をご覧願います。

城里町下水道事業会計規則についてであります。下水道事業を令和4年4月1日から地方公営企業法に適用させることに伴い、地方公営企業法施行規則第2条第1号の規定に基づき、城里町下水道事業の会計、その他財務に関する基準及び手続を新たに設定するものです。

以上、報告第47号についてご説明させていただきました。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第48号から報告第52号を一括して説明を求めます。

まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） 初めに、報告第48号 第2次城里町総合計画後期基本計画についてご説明申し上げます。

平成28年3月に、平成28年度から令和7年度までの第2次城里町総合計画基本構想と、平成28年度から令和2年度までの前期基本計画を策定いたしました。

今回ご報告いたします第2次総合計画後期基本計画では、基本構想にありますまちづくりを進めていくための基本理念、また、まちの将来像「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」の実現に向け、前期基本計画期間の取組の進捗状況や社会情勢等の変化を踏まえました見直しを行い、令和3年度から5か年の計画を作成したところでございます。

後期基本計画では、今後のまちづくりにとって重要かつ多分野に広がるテーマを重点プロジェクトと位置づけまして、分野横断的な取組として新たにまとめたものでございます。

なお、添付資料としまして、その概要版も載せてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、報告第49号 第2期城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご説明申し上げます。

資料のほうは後ほどご確認をいただきたいと思いますけれども、平成26年11月、我が国における急速な少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としまして、まち・ひと・しごと創生法が施行されたところでございます。

本町においても、このまち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づきまして、平成28

年3月に城里町創生総合戦略及び、この後、改訂版としてご提示してございますが、城里町人口ビジョンを作成しまして、まち・ひと・しごとの創生に取り組んでまいりました。

今回、城里町創生総合戦略の5か年計画の期間が満了したことを受けまして、計画の効果検証を踏まえ、第2期城里町創生総合戦略を作成したところでございます。当計画におきましては、第1期計画の4つの基本目標を踏襲し、さらに最上位計画である第2次城里町総合計画と連携した施策の展開を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、報告第50号 城里町人口ビジョンの改訂版についてご説明をさせていただきます。

城里町人口ビジョンは、国が示すまち・ひと・しごと創生長期ビジョンの内容を踏まえながら、城里町における人口の状況を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものでございます。

城里町では、2016年3月にこの城里町人口ビジョンと、人口ビジョンが示す将来展望を実現するための取組をまとめました城里町創生総合戦略を作成し、人口減少、少子・高齢対策や地域の活力の創生に取り組んでまいってきたところでございます。

このたび第2期城里町創生総合戦略を作成するに当たって、新町の人口動向を反映した新しい人口の将来展望を示す必要がありましたことから、人口ビジョンの改正を行ったものでございます。

人口推計に当たっては平成28年に作成しました人口ビジョンの将来の人口展望や国立社会保障・人口問題研究所の推計人口、町の人口減少抑制施策等を勘案しまして、2040年度を中間年度、2060年度を最終年度と定め、将来展望を制定したものでございます。新たに制定した将来展望は、2040年の総人口を前計画で1万7,000人としたところでございますけれども、それを1万5,500人、また、2060年、最終年度の目標が1万6,000人であったところを1万2,000人として、ビジョンのほうを改正してございます。

説明は以上でございます。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第53号の説明を求めます。

健康保険課長飯村正則君。

○健康保険課長（飯村正則君） 報告第53号 城里町と大塚製薬株式会社との包括連携協定についてであります。地域社会の活性化及び城里町民の安全・安心な暮らしの確保に資することを目的としております。

事業内容ですが、協定書の第2条、連携事項にあるとおり、その内容につきまして、協力しながら進めてまいりたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（関 誠一郎君） まちづくり戦略課長小林克成君。

○まちづくり戦略課長（小林克成君） すみません、まちづくり戦略課のほうから、報告事項2件ほどお願いしたいと思います。

初めに、報告第51号でございます。一般財団法人日本自動車研究所と城里町との連携協

力に関する協定についてご説明申し上げます。

令和2年12月18日、昨年になりますが、日本自動車研究所と連携協定を締結したものでございます。協定の目的につきましては、相互の連携と協力により、活力ある個性豊かな地域社会の形成と進展に寄与することを目的とし、目的達成のために、第2条に掲げる1から7までの7項目について連携協力をするものでございます。

日本自動車研究所からぜひ施設を有効活用していただきたいというお話をいただきまして、この協定締結後に教育委員会のほうでも町内のマラソン大会等を計画したわけですが、今年はコロナの影響ということで、事業が中止ということになってございます。

今後お互いに連絡を密にし、研究所施設を有効活用させていただきたいと考えてございます。議員の皆様方にも機会があれば、施設見学ですとか議員の研修等でご利用いただければというふうに考えてございます。

次に、報告第52号 城里町と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定についてご説明申し上げます。

令和3年9月24日に明治安田生命保険相互会社と包括連携協定を締結したものでございます。

協定の目的につきましては、お互いに綿密な相互連携と協働による活動を推進し、地域ニーズに迅速かつ適切に対応し、町民の健康増進や町民サービスの向上を図ることを目的とし、目的達成のために、2条に掲げます1から5までの項目で連携協力するものでございます。

この協力協定締結後の11月7日に開催しました城里町と常陸大宮市でつくる御前山・那珂川広域連携協議会主催によりますトレイルラン大会においてボランティアスタッフとして12名の協力をいただいたところでございます。

今後は全町的に連携協力をお願いしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、報告第54号の説明については省略いたします。

これより報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いいたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 教育長、ちょっとこの報告42号のやつで2条の（2）、あとは43号の3条の（2）かな、その中に税金滞納者には支給しませんよというような文言が入っているけれども、子供にこういうことを、親のやつを、子供のやつに対しての条例にこういうことを入れているのがナンセンスだなんて。教育長、給食なんていうのは税金払っていない子供には食べさせないんですか。私の記憶でいくと、税金も払っていない町外の子供らに食べさせているような気がするし、給食は食べさせていないんでしょう。それで、町長が認めるやつはみんな、ホーリーホックなんていうのは外部の団体なんだけれども、

みんな金出してやっているのに、なぜこの給食費だけが税金払われないのがね、支給しませんよなの。成人式も税金滞納している成人者は成人式出られないんですか。全て、健康体操でも何でも税金滞納している家族は、ホールの湯も何も利用させていないんですか。こういう子供の修学旅行とふれあいの船のやつに堂々と載せてんならね、町がちゃんと区分をして税金の払っていない人にはちゃんと費用をもらう、そういうことを取っていただきたい。それもやっていないで、こういう、本当に思い出づくりしたいのはこういう家族じゃないですか、お金がなくて。こういうの入れておくのがナンセンスですよ。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 14番小坪議員のご質問にお答えしたいと思います。

その給付金も町民から預かっている税金から出すというような部分もございますので、本当に所得がなかなか困っている方には、準要保護家庭とかそういう部分もございまして、昨年度そういうことで実施させていただいたものですから、昨年そういうことをやって今年はというようなこともできませんので、そういうところは何とぞご理解いただければと思います。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） これ親じゃなくて、年寄りも何も、おばあちゃん、じいちゃんが払っていなければ、誰でも1人が払っていなければ支払われないように書いているんですよ。給食費滞納している家族には支給していないんでしょう。税金もらっていない子供ら、町外の子供らに食べらせたり、使用料も払っていないホーリーホックなんていうような外部の団体にも水道費から使用料から払わせていないし、そういうの、ちゃんともらうやつはもらって、逆に子供らには全部差別なく分けてやったらいいんじゃないですか。そういうことできないんなら、こういう修学旅行の思い出づくりだの、ふれあいの船で中止になったから金を払うなんていうことはやめていただきたい。来年コロナがどうなって、みんなは行ったけれども、家族がコロナで、そういう疑いがあるから自粛してくださいとって、一家族が行かないときは金は払うんでしょう、教育長。町の財源にも限りがあるのに、今年の成人式だって見て分かるでしょう、1月に中止にして2万円払って10月に再開して成人式やっているんですよ。そういうばかな話ありますか。中止だって、個人的に成人者に2万円払って、10月に成人式やっているんですよ、その費用だってかかるんでしょう。そういうやっていることがいいかげんな事業だったら、これもやめていただきたい。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 小坪議員のご質問にお答えしたいと思います。

子供に罪はないですし、給食についても払っていないから食べさせないというようなことは行っておりません。あくまでもこれは保護者に通知している部分でございまして、子供にとってはそういうことで引け目を感じているような部分は、現在のところないと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 教育長ね、子供にこういう国境はないんですよ。親は生活が苦しくて、払いたくても払えない家族はいると思います。誰も子供に迷惑をかけたくなくて、一生懸命働きたくても働く場所がなくて、収入がなくて、そういう滞納している可能性もあると思います。そういう中で、こういうのを入れて思い出づくりをさせないんなら、全て、全てですよ、ちゃんともらうものはもらう、使用料も、全て、税金も取るものは取る、使用料も取るものは取る。きちんと町がやってこういうこと書いているんなら、私は怒りたくないんですよ。全て町長のさじ加減で、これは払います、使用料は頂きません、これは使用料をもらいます、差別しているような政治は駄目でしょうというの。子供らに与えるのには、こういう条例の中に入れておくのはナンセンスですよ。ほかの議員さんの意見聞いてください。

以上。答弁はいいです。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 小坪議員さんの質問に追加なんですけれども、私もこれについては、この報告を見たときに、第2条と修学旅行の第3条に町税の滞納がないことということで書いてありまして、ちょっとチェックさせていただきました。

この件については、私は以前からもうずっと申し上げてきました。これについては、前回、何とかして検討しますというような答弁だったのではないかと思いますけれども、支払っていなかったんでしょうか、滞納の方には。ちょっとそこのところをお伺いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 令和2年度、昨年度につきましても、同様に滞納者には交付をしております。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） そうなんですか。これは教育委員会で決めたことなんですか。それとも、町長と一緒に含めての決めたことなんですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会並びにあと、町部局とも協議をして決定したことでございます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この滞納については非常に問題の多いところなんです。今、小坪議員さんも言いましたけれども、払えるのに払わない人、それから、2種類あるんですよ、払いたくても払えない人、要するにダブルワーク、トリプルワークをしてやっと子供たちを育てている、そういう若いお母さん方に対して、ここ税金まで行き届かないんだよ

という、そういう悲痛な叫びを出しながら、みんな生活しているんですよ。そういう中で、町税からいろんなもの全てですね、介護保険料、国保料、健康保険料、そういうもので、国保料ですか、そういうものが全部ここに当てはまっています。その中で払えないって、それに当てはまる人は滞納者扱いになるということ自体がやはり町で考えていかなければならないんじゃないかと思うんです。もうこれは随分前から私も言っておりますけれども、滞納者なんだから当然だろうという、それこそ差別問題だよ。滞納していない人に、何でこれあげなくちゃならないのっていう差別的な言動を町から発信したのでは、これは町民は救われません。

ですので、今、分割でも、分割をして払っている人に限っては、何とか考えてあげたいとか、そういう町民に対しての優しさみたいなものを持ってほしいと思いますよ。私の頭にあるところでは、まずそういうものをつくっているのは、車がもう高齢者で、もう乗れないよと、免許返納しなければならないよと、そういう人が滞納者では補助出せません。それから、子供の交通費で、バス通学、電車通学する人、定期代が必要です。その定期代が必要なときに、1年分しか買わなければ補助出しません、滞納している人には出せません。それから、そのもろもろなんですね。例えばもう本当にこういうこと、それからいろんなもの、町で助成しているようなもの、そういうようなものは全て滞納者にはあげられません。それから、今のアマビエちゃんもそうなんですけれども、元気アップ振興券、これは元気アップ振興券については、滞納者全く関係なく全員に個人に支払われています。これは公平性には欠けるとは言いませんので、これはいいと思います。だから、そこまでできるんですので、全ての面に対して、そういう町税の滞納というのを少し考えていただきたいなということです。

もう随分前から、私は議員になった頃から、もう8年前からずっとこのことは気になって、皆さんに執行部に問い合わせ、言ってきたと思います。ですので、この町税の滞納について、滞納者は、滞納者はというような町民を分断するような、そういう考え方はちょっと考えなおして、この際、考え直していただきたいなと切に願っているところです。もしどなたか答弁していただける方がおりましたらお願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 4番藤咲議員のご質問の中で、滞納されている方への扱いについてご質問がありましたので、その点についてだけご回答させていただきたいと思います。

昨年度、この2事業につきましては、同様の事業ということで実施をいたしました。滞納されている方の扱いにつきましては、担当部署におきまして、徴収の相談や、あと分割で納付等をしていて、担当部署のほうで徴収の見込みがあるという方につきましては給付金のほうを交付したというような形で取扱いをしておりましたので、その点ご報告いたします。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） じゃ今度もそうしていただければと思います。よろしくお願ひします。

それで、そのほか、私の言ったことに対して、質問に対して答えられる方いらっしゃいますか。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 4番藤咲議員さんのご質問というか、正式な正面からの回答にならないかもしれませんが、藤咲議員がおっしゃったように、私どもとしては、払えるのに払わないという、そういうところの線引きが大変難しゅうございます。例えば子供たちにスマホを全部持たせたりなんだからということで、あるいは私も教頭時代、給食費の徴収、いろいろ駆け回りました。いろいろ掛け合ったときに、それも払えるのに払わない、教頭が来られたからちえってというようなことで、それで仕方なく払ってくれるような方もございました。その線引きが私は難しいと思うんですね。

本当に藤咲議員がおっしゃるように、そういう方々に対しては、何度も言いますが、その線引きが難しいというのが実情でございます。そのあたりのところ、局長からありましたように、支払い猶予ですとか、こういうわけで何とも今急に払えないんだというようなことでご相談いただければ、ただ、完全にそういうものを無視するような形で、言葉は悪いですが、堂々と払わないような方には、やはり何かしら、また逆にですね、そういうことによって急遽お支払いいただいたケースもございます。

ですから、本当に何度も申しますが、その線引きが非常に、悪質とまでは言いませんけれども、例えばちょっと小耳に挟んだことでは、私、教頭時代にね、上の子が払わないで卒業しちゃうと、下の子も払わないんです。給食費なんかお前払っているのあんなもの、卒業しちまえばなんていう会話のやり取りみたいなものも聞きますと、何かやはり正直そういう方に対しては憤りを感じます。その辺のところ、おっしゃるように情というね、温かい町ということであれば、そのところをもっと議論していく、教育委員会内、あるいは町部局とも十分協議をしていかなければいけないかとは思っています。

ただ、去年そんなことやって、今年、手のひら返したみたいになっていう部分も難しいかなというのも正直感じております。いずれにしても、ちょっとお時間いただいて、慎重に検討させていただきたいと思ひます。

○議長（関 誠一郎君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） よく分かりました。そういう方も一部にはいると思ひます。そういう人たちが大勢ではないのではないかとと思ひます。一部の人たちを取り上げて、こういう人たちがいるのに、そういう人たちにも払えるのかと、払うのかと、それはおかしいじゃないかというような人はほんの一部だと思ひます。そういう人にはきちんと対処してもらって、払っていただく。そして、払いたくても払えない人、そういう人たちは学校で

もちゃんと確認して見ているんだと思います。役場でもちゃんと見ていると思います。税金の払い方、本当に大変で滞納しているという人、よく分かっていると思います。そういう分かっている人たちをなぜ放っておいて、滞納している人だからということでやってしまうのか、そこら辺のところはやはり私は納得できません。

それで、今やはり答弁があったように、役場全体が、こういう人がいるんだから、こういう人のところにやる必要ないんじゃない、それこそおかしいよ、そんなのっていうことになりますので、それはやはり役場の中できちんと対策を取ってもらって、そしてあと、払えない人たち、本当に生活に困っている人たちは真剣に親身になって相談してあげてください。そうすることによって、町民は考えていくんだと思います。そこら辺のところ、あったかい町政にしてあげていただきたいと思います。お金の使い方です、お金の使い道をきちんと町民のために使っていただきたいと思います。

答えられるところありますか。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 1点だけ尋ねたいのは、第3条（2）の生徒と同一世帯の者っていうんだけど、その（1）の中で保護者ね、給付金を受けることができるのは保護者、親権を行う者がいないときは未成年後見と、後見人をいうというふうに書いてあるんだけど、この同一世帯の者がという場合は、この保護者以外の者も含まれるということですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

同一世帯の者ということでございますので、保護者以外の者も含まれることもございます。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 例えば保護者以外の者というのと、どういう人がいますかね。想定しているのはどういう方ですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き三村議員のご質問にお答えします。

想定される者といたしましては、祖父母等が同居されていて、世帯が一緒の方などが想定されると思います。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） じゃ例えば兄弟、例えば兄弟が働いている場合なんていうのも世帯が一緒ならば、これ含まれるということでもいいのかな。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き三村議員の質問にお答えいたします。

同一世帯ということになりますと、含まれるというふうに解釈しております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） そうすると、同一世帯という範疇に、その住所にね、住民票があるということになると、例えばその子供とは血のつながりがないような人だっているじゃないですか。そういう人も同一世帯というふうになるんですか。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 同一住所におきまして、世帯分離がされていない場合などにはそういったことになるかと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） そうですか。そうするとね、この第3条の中で（1）で保護者を規定しているわけじゃないですか。それでいて、（2）には、その保護者以外にも同一世帯の中に、範疇の中にだよ、滞納者がいたっていう場合、これかなり広くならないですか。それも全部入れて、その中学生に対する給付金は払えないということになると、少しね、この同一世帯という範疇が曖昧じゃないかというふうに思うんですよ、この条文の中にこういう文言があるのが。こういうのはきちんと範疇を限定すべきだろうと私は思うんだよね。教育委員会でもう、これ教育委員会で作っているんだろうけれども、どうですかね、指摘に対して。

○議長（関 誠一郎君） 教育委員会事務局長園部 繁君。

○教育委員会事務局長（園部 繁君） 引き続き三村議員のご質問にお答えいたします。

今回報告に上げたものにつきましては、昨年度と同様の要件ということでございますので、変更するという事は困難かと思っておりますが、今後、同様なものがあつた場合には、保護者に限定するなど、または藤咲議員がご指摘あつたこと、滞納者の取扱い、そういう要件を入れていいのかなども含めてよく検討したいと思っております。

○議長（関 誠一郎君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） ぜひね、そうしてほしいと思いますよ。藤咲議員も指摘してはいますが、生活に困っている人はなかなか声を上げられない。ましてね、役場に相談に来いというけれども、役場の敷居が高い。そういうことを分かってあげてくださいよ。

それでね、こういうことで子供に肩身の狭い思いをさせたくないなというのは思うんですよ。例えばW i - F i がなくて肩身の狭い思いをするんじゃないって言ったらね、W i - F i には補助金を出すとかしますよというような話をしたでしょう。年頃の子供でね、自分ちがお金がなくてということをおね、そういう思いをさせたくないと思いますよ。

ですから、ぜひこの同一世帯というのは、さっき局長が言ったように、きちっとね、保護者であると、もしくは後見人だとか、そういうふう限定して扱うべきだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 先ほど教育長が前回やっていなかったものを今回また急にやるというのはちょっとおかしいものだから、それはできないとおっしゃいました。しかし、それはですね、前回はできなかったけれども、今回からはこういうふうにするので、少しずつというような、そういう温かい目になるような、そういうことを考えていただきたいと思います。前回できなかったんだから、恒例なんだから、今回もやらないよという、そういう冷たい町政ではないようお願いをしたいと思います。

○議長（関 誠一郎君） 教育長高岡秀夫君。

○教育長（高岡秀夫君） 大変申し訳ありません。私も反省しております。改悪でなければ、改善は前向きにということだと思います。すみません、去年だからと一概に、それはちょっと私も撤回させていただきます。検討したいと、局長が申し上げましたとおり、すみませんでした。

○4番（藤咲芙美子君） お願いします。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で報告を終了……

町民課長加藤孝行君。

○町民課長（加藤孝行君） すみません、午前中に議案第87号でストックヤード財源の内訳の資料の提出を求められたので、アップしましたので、今上げます。

〔「閉じちゃったもんで、用紙でくれないかな」「コピーがいい」「分かりました」「後ほどコピーでお渡ししますので」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（加藤孝行君） じゃすみません、紙で渡しますんで。

○4番（藤咲芙美子君） 議長、いいですか、報告について、1つです。3つの報告について1つだけ。

○議長（関 誠一郎君） 1つだけ。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） すみませんです。報告51、52、53号について質問をいたします。

これね、中身を見ましたら、全部守秘義務が守れるようにということなんですが、協定はしますけれども、この協定は第三者には開示漏えいしてはならないというような、そういうようなことを書いてあります。これが本当にどういうことなのか、よく私たちは分かりません。そういうことを開示したいというときに、ここまで条例で、条例というか、規則で書いてありますので、開示できませんというようなことになったとき、どうしたらいいんだろうと悩んでいるところです。

これは本当に新しく制定されるものだと思いますので、ただ、自動車研究所については、

非常にマラソンなどで利用していただきたい、施設を教育、有効に活用してほしいという願いからということなので、これはいいかと思うんですけれども、ただ、この守秘義務というものについて非常に引っかかりました。

報告第52号の守秘義務、第5条ですね。これも守秘義務というようなことで、公開しないようにというようなことを言われています。これは何の事業を行うのでしょうか、よく分かりません。少し説明をしていただきたい。

それから、大塚製薬株式会社との包括連携ということですが、本当に美辞麗句を、言葉で、中身の無い内容が書かれています。非常にちょっと分からないので、この3つ、どういうことなのか教えていただきたい。そして、守秘義務が、何でこんなに守秘義務と強調されるのかをお願いをしたいと思います。住民の情報は全て企業側に流すようなことを言っているのにもかかわらず、町の中でやっていることは守秘義務だと、第三者に開示しちゃいけないと、そういうようなことは何なのかと、ちょっとよく分かりません、疑問に思っていますので、説明してください、各それぞれお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ちょっと待ってくださいよ。

藤咲議員、もう当初、私が求めたように、長くなる場合は直接担当課へお願いしますという文言を私、言ったと思うんです。それで、その文言に関しては、直接担当課でお願いしてよろしいでしょうか。

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（関 誠一郎君） お願いします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常にね、報告を聞いていて、各課、課長さんをお願いしたいんですけども、今、町の歳入というかね、非常に逼迫して歳入が減っておりますので、各課ね、使用料、そういうものをもろもろ頂くようにしていただきたい。さっきのやつばかり厳しくしないで、全てね、使用料でも全て、何でも頂くように、本当に財源を圧迫していますので、お願いいたします。

○議長（関 誠一郎君） 以上で報告を終了いたします。

以上で本日の全員協議会の議事事項は全て終了いたしました。

なお、来る12月7日火曜日午前10時をもって、令和3年第4回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに議員控室にお集まりくださるようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 3時21分閉会